

第2章

健康福祉政策課

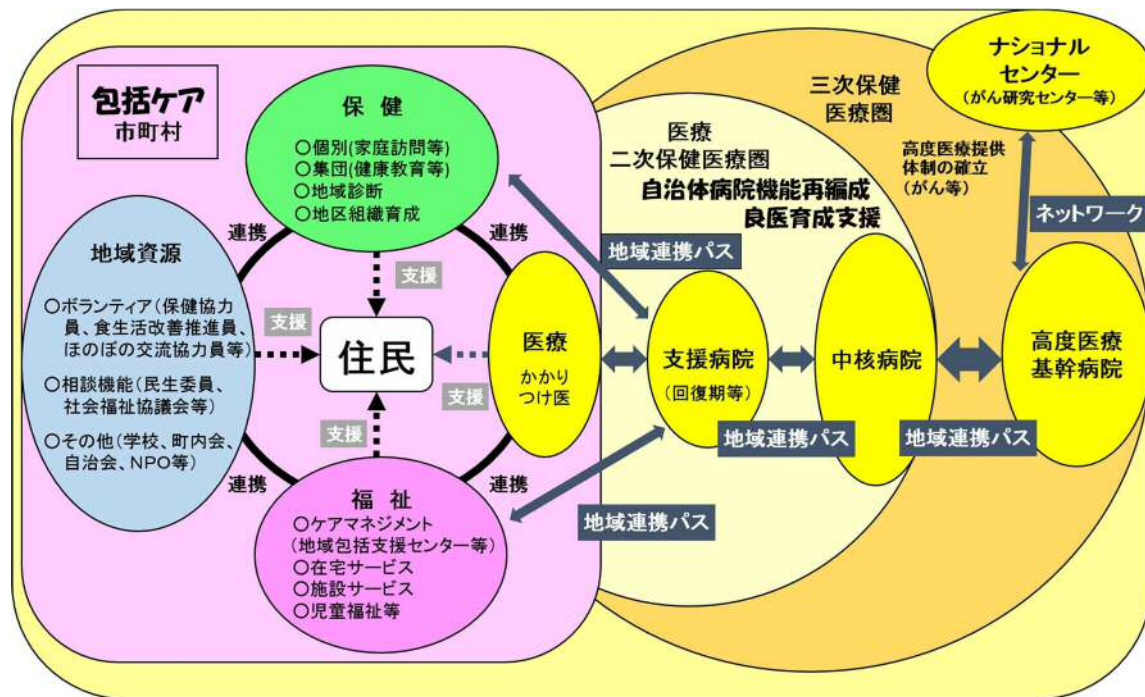
事業概要

第1節 「保健・医療・福祉包括ケアシステム」と「青森県型地域共生社会」

保健・医療・福祉包括ケアシステムの概要

保健・医療・福祉包括ケアシステムとは、地域のすべての住民に、保健・医療・福祉の各サービスが必要となときに適切な内容で、総合的・一体的に提供するために、関係機関が連携を図る仕組み。

地域を支える保健・医療・福祉包括ケアシステム



保健・医療・福祉包括ケアシステムの施策の概要

保健・医療・包括ケアシステム

1 目的・趣旨

地域の全ての住民を対象に、生涯にわたり、健康で安心した生活を送ることができるよう、適時適切に一体的な保健・医療・福祉サービスを提供する

2 推進体制

市町村レベル

市町村レベルの会議・協議会

各市町村が個別の援助の検討や情報交換等を行うケア会議を開催

県レベル

「青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会」

包括ケアシステムの普及啓発や推進方策の調整等に係る意見交換

3 推進方策(指針)

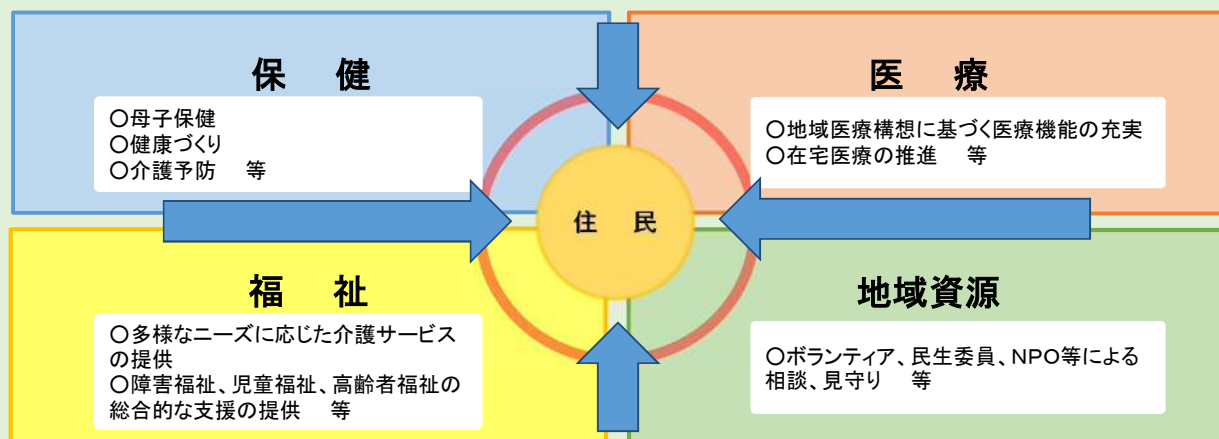
平成25年度 改定版

- 1 定義に予防の視点を加えた
- 2 国の地域包括ケアシステムとの関係を整理(国の地域包括ケアシステムは、このうち高齢者分野をカバーするシステムと位置づけ)
- 3 保健師の役割を記載

保健・医療・福祉包括ケアシステムの状況

【考え方】

保健・医療・福祉サービスを必要なときに適切な内容で、総合的・一体的に提供するために関係機関が連携を図る仕組み



【これまでの成果と課題】

①県では、保健・医療・福祉包括ケアシステムの実現に向けて、これまでに「市町村における包括ケアシステムの構築支援、医師の確保、保健師活動の再構築、地域連携パスの開発・普及」等の取組を進めてきた結果、多職種によるケース検討や退院時の連絡調整等が行われるようになり、**保健、医療、福祉の連携の基盤は、一定程度、整備された。**

②国では、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指していることから、青森県の保健・医療・福祉包括ケアシステムに新たな要素を加えていく必要がある。**

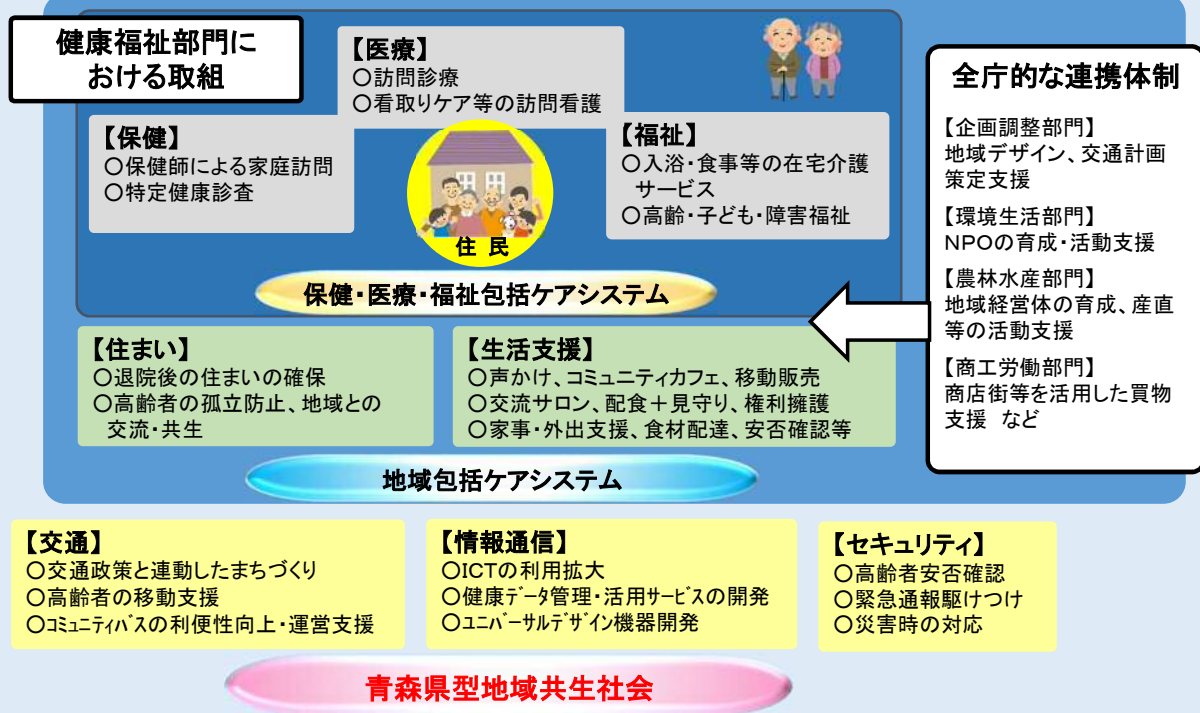
「青森県型地域共生社会」の概念

【目指す姿】

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築

【基本的な考え方】

青森県の保健・医療・福祉包括ケアシステムに「**住まい**」「**生活支援**」を取り込むとともに、「**交通**」「**情報通信**」「**セキュリティ**」の**地域機能を加え**、さらに「**地域づくり**」の視点を踏まえた**深化を図る**必要がある。



青森県型地域共生社会

■ 「地域共生社会」とは

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）抜粋
（地域共生社会の実現）

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

■ 「青森県型地域共生社会」のポイント

- ・全国に先駆けて取り組んできた「保健・医療・福祉包括ケアシステム」が基盤
- ・住民主体による地域づくりの推進に加え、農山漁村の「地域経営体」など様々な担い手の活躍を促進
- ・地域で「経済を回す」視点を重視し、持続可能性を確保

【平成30年度～】「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業

【現状と課題】

経緯及び現状

1 取組成果等

これまで**保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築**に取り組んできた結果、保健師活動の再構築や退院時連絡調整など、当該分野における連携基盤は一定の整備が進んだ。

2 超高齢化時代を踏まえた動き

県では2025年の超高齢化時代に向けて、保健・医療・福祉包括ケアシステムの深化を図り、「**青森県型地域共生社会**」の実現を目指すこととしている。国においても「ニッポン一億総活躍プラン」の中で**地域共生社会の実現が位置付けられ、市町村機能等の拡大**を図ることとされたところ。

課題

・社会福祉法改正等に伴い、**地域福祉分野をはじめとした市町村機能の強化が急務**となっており、機能強化に向けた取組の促進が必要。
・なお、国からは**都道府県の役割**として、**単独市町村では解決困難で専門的支援を要する者等への支援体制整備、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等**が求められている。
（平成29年厚生労働省告示第355号「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」）

【事業内容】

1 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援会議

(1) 市町村支援会議の開催（健康福祉政策課）

講演、先進事例紹介等を通じて、市町村と超高齢化時代に向けた意識を共有し、取組促進につなげる。
・対象：市町村職員、地域包括支援センター職員等
・開催場所：青森市等を検討

(2) 各圏域における市町村支援体制の構築（地域健康福祉部）

各圏域における取組を一層推進するため、**地域県民局地域健康福祉部**において(1)の会議と連動しつつ、課題解決方策（取組支援策）を検討・実施する体制を整備する。
・市町村等との検討会議開催
・圏域における各種協議会等への参画・連携

◎ 地域健康福祉部及び事業所管課、他部局（地域連携部等）と連携した重層的な対応を図る。

2 「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人材育成研修会

講義、演習等を通じて、多職種連携による**包括的な支援体制を構築する人材**の育成を支援する。

・対象：市町村職員、地域包括支援センター職員等
・開催場所：圏域毎に開催
・期間：各2日間
・研修内容：講義（ファシリテーション技術）
演習（ロールプレイ）等

【事業効果】

- 1 庁内連携による重層的なアプローチにより、市町村の取組加速化につなげることが期待できる。
- 2 関係機関のスムーズな連携、事例検討等に資する人材の育成が図られる。
- 3 各種制度に対応する体制が整備され、県・市町村・地域資源等による**保健・医療・福祉の連携**がさらに進展する。

各圏域（市町村）における**包括的支援体制等を強化**することにより、「**青森県型地域共生社会**」の実現に向けた**基盤整備を促進**する。

「青森県型地域共生社会」の実現

県民の誰もが、**地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることのできる社会**

平成30年度実績① 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援会議

1 市町村支援会議ー1 「青森県型地域共生社会」実現に向けた福祉推進シンポジウム

趣旨

2025年の超高齢化時代を見据え、本県では県民の誰もが、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることのできる「青森県型地域共生社会」の形成のため、住民に一番身近な基礎自治体である市町村や関係機関とともに福祉分野を中心とした取組を進めるためシンポジウムを開催。

実施状況

日時、場所	参加者等
日時：平成30年6月11日（月）10：00～15：30 場所：クラウンパレス青森2階「奥入瀬」	市町村職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、社会福祉法人職員等 266名出席

内容

項目	概要
趣旨説明	説明者：菊地健康福祉部長 説明内容：「青森県型地域共生社会」の実現に向けた県の取組内容等
基調講演	講師：社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院副部長 後藤 真一郎 氏 テーマ：地域共生社会の実現に向けた市町村等の役割について ～包括的な支援体制の整備～
シンポジウム	テーマ：～地域共生社会実現に向けた具体的な取組～ コーディネーター：岩手県立大学社会福祉学部准教授 佐藤 哲郎 氏 助言者：社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院副部長 後藤 真一郎 氏 シンポジスト：社会福祉法人誠友会理事長 苫米地 義之 氏 七和地区活性化協議会事務局長 飛嶋 献 氏 社会福祉法人鎌ヶ沢町社会福祉協議会 井上 雅哉 氏



1 市町村支援会議2ー生活支援サービス拡充広域会議(研修会)における取組実績説明

実施状況

日時、場所	参加者等
日時：平成31年2月8日（金）13：00～15：30 場所：県民福祉プラザ 県民ホール	市町村、社会福祉協議会、介護支援専門員等 141名出席

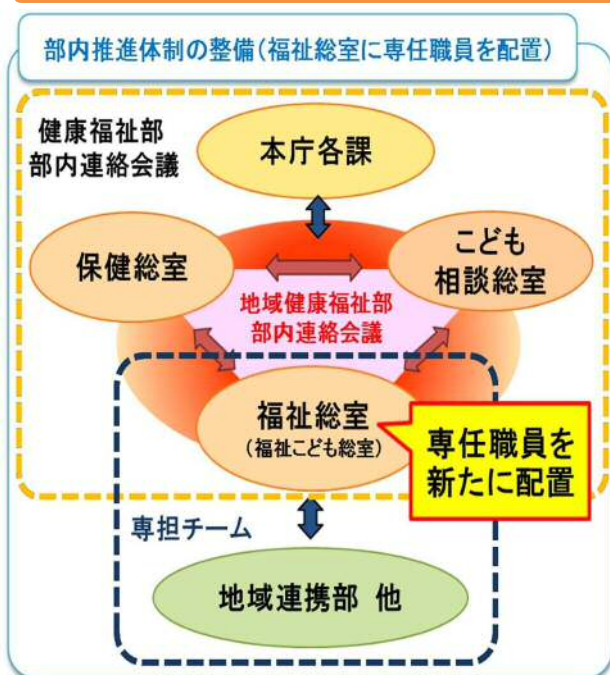
説明内容

- ・テーマ 「保健・医療・福祉機能強化に向けた支援について～支え合い、共に生きる～」
- ・内容 ① 包括的な支援体制を担う人財育成の研修～青森県版「ごちゃまぜ師」
② 町村との意見交換～人口減少における地域包括ケアの推進



2 各圏域における市町村支援体制の構築

- 各地域県民局福祉(こども)総室に専任職員を新たに配置し、部内推進体制を整備
- オーダーメイド型の市町村支援を実施



専任職員の役割、取組内容

役割 (オーダーメイド型の市町村支援)

○地域の特性・資源の状況を踏まえた「地域包括ケアシステム」の構築・充実

- ・市町村の実態等の情報共有
- ・多職種による検討
- ・広域連携の検討やネットワークの構築

本庁は、勉強会や意見交換会を開催してサポート

○県民局内(地域健康福祉部内)及び本庁との緊密な連携

平成30年度の取組

○管内市町村等へのヒアリング及び課題解決に向けた提案

- ・地域連携部や本庁等と同行訪問しての情報交換
 - ・ヒアリングで出された課題等の検討、対策の提案
- ##### ○管内市町村等対象とした研修会・勉強会等の実施
- ・社会福祉法人による「地域公益活動」
 - ・地域づくりの先行事例

平成30年度実績②「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人財育成研修会 青森県版「ごちゃまぜ師」養成研修会

目的

団塊の世代が75歳以上になる2025年の超高齢化時代を見据え、「青森県型地域共生社会」実現に向けた取組を推進するにあたり、これまで培ってきた地域における保健・医療・福祉の連携を更に促進するため、(地域住民の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、)多職種による効果的かつ効率的な会議等をコーディネートし、地域での包括的な相談支援体制の構築に寄与する人財、青森県版「ごちゃまぜ師」を養成するもの。

講師



宮崎大学医学部地域医療・総合診療医学講座 教授 吉村 学 氏
(平成28、29年度「多職種ごちゃまぜ研修会」講師)

※ そのほか、各圏域の専門職1名が講師補助として参加

西北五圏域: 木谷 牧子 氏 (あかね居宅・在宅介護支援センター 所長)

津軽圏域: 山内 良治 氏 (大鰐温泉介護センターあぜりあ 所長)

上十三圏域: 橘 友博 氏 (合同会社くらしラボ 代表)

実施状況

○ 開催日時等



圏域	日時	会場	受講人数
西北五	平成30年11月1日(木) 9:30~16:30	ホテルサンルート五所川原(五所川原市)	35名
津軽	平成30年11月2日(金) 9:30~16:30	さくら野百貨店弘前店 文化ホール(弘前市)	61名
上十三	平成30年11月3日(土) 9:00~16:00	富士屋グランドホール(十和田市)	48名

○ 参加職種

歯科医師、看護師、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士、市町村職員 等

研修内容

次第	研修内容
開会・行政説明	「青森県型地域共生社会」と青森県版「ごちゃまぜ師」
講義	ファシリテーション総論
演習	グループ対抗ミニゲーム グループワーク（ごちゃまぜ研修会／担当者会議）
昼休憩	
演習	会議でのあるある（会議でのファシリテーション技術）
講義	振り返り・まとめ
修了証交付・閉会	



研修受講者へ修了証を交付。地域での活躍を期待し、同意者については多職種連携推進協力者として県のホームページに掲載し、市町村へ周知する。

受講者感想等

- ・ 失敗を含めて経験を積み、振り返ることで成長することを再認識した。
- ・ 今後自分が会議に参加、進めていく上で安心材料をもらった気がする。
- ・ 今後積極的に企画進行にトライしたい。
- ・ ファシリテーター技術は今後必要とされる分野。どんどんやるべきである。
- ・ 今後、フォローアップ、スキルアップ研修が開催されたら参加したい。
- ・ 共生型社会を目指してやりたいことがたくさんあるが、どのように一歩踏み出せばいいか悩んでいた。その中でファシリテータースキルが今後必要になると実感した。
- ・ 「ごちゃまぜ師」が地域の活性化につながるのではないかと魅力的な仕事だと思う。
- ・ 暮らしやすい青森県になるようにがんばっていききたい。



第2節 地域福祉対策

1 青森県地域福祉支援計画の概要

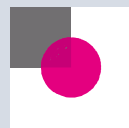
役割

○住民に最も身近な自治体である市町村や地域を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めた。



位置づけ

○社会福祉法第108条に基づき、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援する「地域福祉支援計画」として策定。
○県基本計画に掲げる「生活創造社会」の実現を、地域福祉の視点から推進。
○「あおり高齢者すこやか自立プラン」、「のびのびあおり子育てプラン」、「青森県障害者計画」等の個別計画と連携・整合を図った。



本県の概況

○少子化・高齢化の進行など人口減少社会への移行、核家族化や高齢者のみの世帯、高齢者単独世帯など家族形態の変化、地域社会の伝統的な相互扶助機能の弱体化、未婚率の上昇による単身世帯の増加、離婚等に伴うひとり親家庭の増加など、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化している。

期間

○平成19年3月策定。平成24年3月に改定。
「第二次計画」として平成29年3月に改定。（平成29～令和2年度の4か年計画）

基本目標

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりとした絆で支え合う
青森県型地域共生社会の実現

基本方針

○サービスを利用しやすい あおり福祉の体制づくり
○地域福祉を担う あおり福祉の人材づくり
○共に支え合う あおり福祉の地域づくり



青森県地域福祉支援計画【第二次】の概要

基本目標

- ◆一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりと絆で支え合う**青森県型地域共生社会**の実現
 《青森県地域福祉支援計画は青森県型地域共生社会の実現に向けた**地域福祉部分**を担う計画》

計画改定の方向性

- 福祉ニーズの多様化・複雑化への対応**
- 包括的な相談支援体制の構築
 - 支援に関わる福祉サービスの質の確保

- 福祉・介護人材の確保・定着**
- 関係主体が一体となった福祉・介護人材の安定的な確保・定着への取組
 - ボランティア等に取り組みやすい環境づくり

- セーフティネットの充実・強化**
- 生活困窮者対策等、自助努力で対応できない問題へのセーフティネット機能の充実・強化
 - 多様な主体の積極的な参加による地域づくり

基本方策等

1 サービスを利用しやすい あおもり福祉の体制づくり

- 1-1 利用者本位の総合的サービス提供
- 1-2 保健・医療・福祉サービスの総合化(包括ケアの推進)
- 1-3 サービス利用者の権利擁護
- 1-4 活動やサービスの評価の仕組みづくり

2 地域福祉を担う あおもり福祉の人材づくり

- 2-1 福祉の心の育成
- 2-2 地域福祉を担う人材の確保・育成
- 2-3 ボランティア・NPOの育成と活動支援

青森県型地域共生社会の実現

- 3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進
- 3-2 地域福祉の推進主体の充実
- 3-3 社会参加の促進と生きがいづくり
- 3-4 セーフティネット機能の充実・強化

地域福祉計画の策定方法や先進事例の共有支援

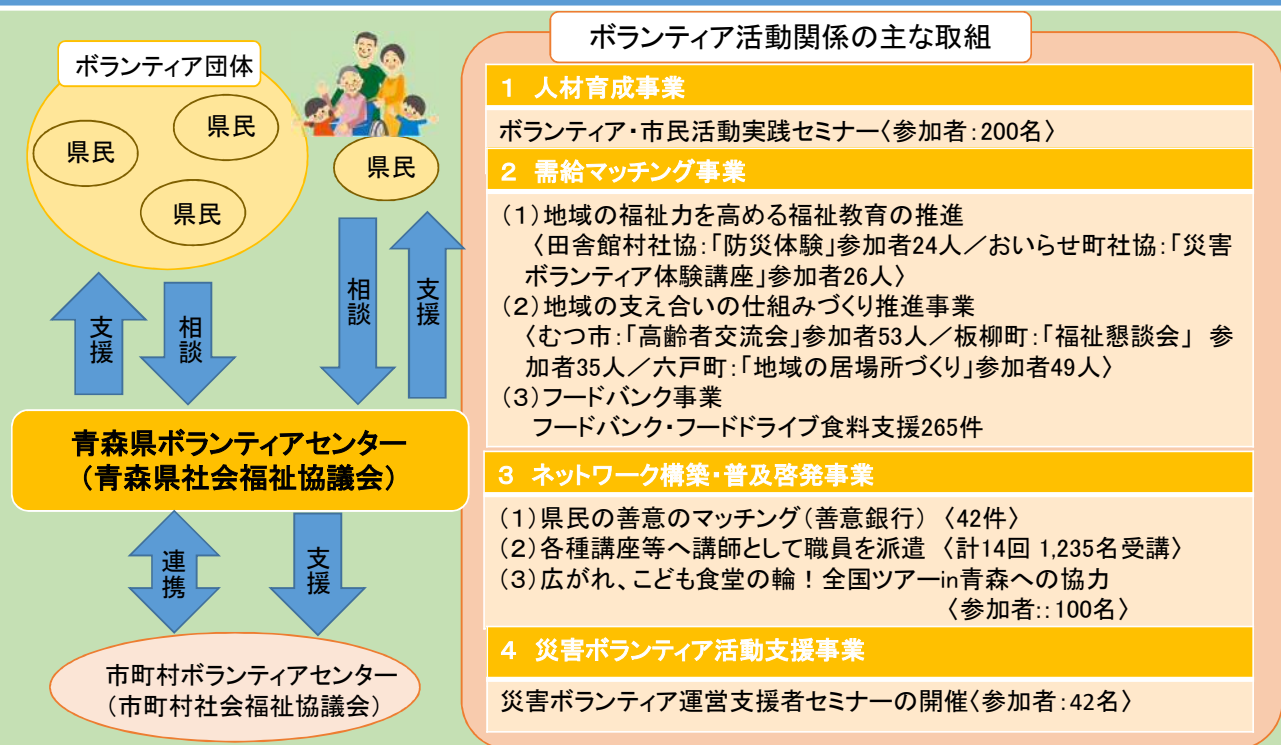
3 共に支え合う あおもり福祉の地域づくり

市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

2 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）の概要

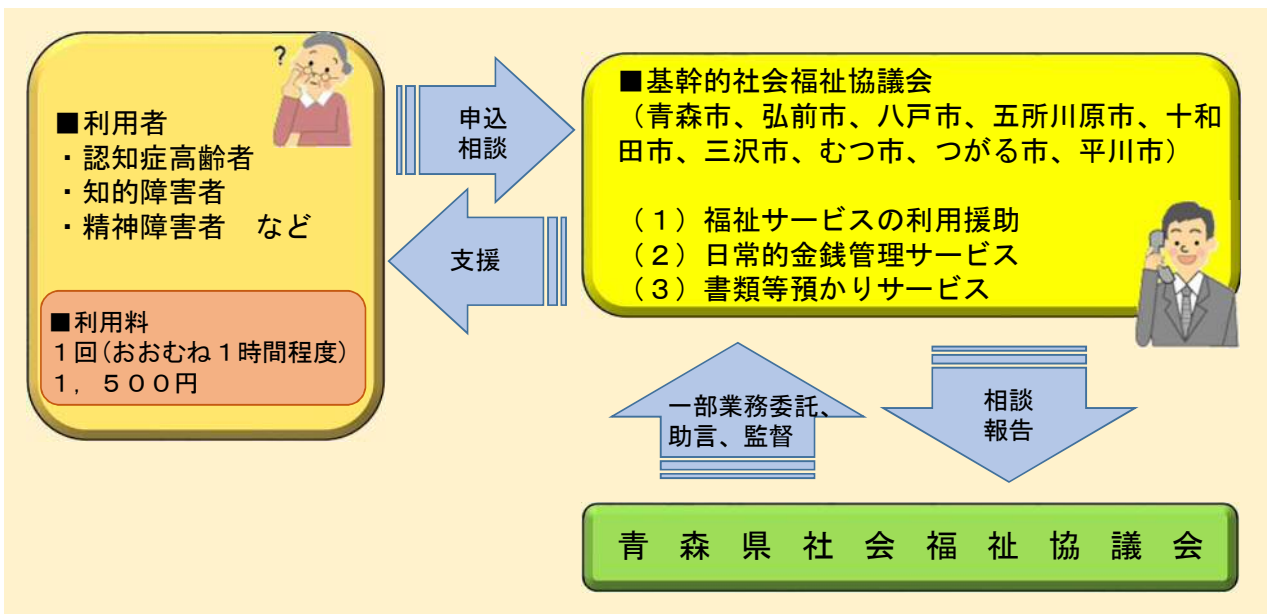
全県的なボランティア活動を普及・促進するため、青森県社会福祉協議会に青森県ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の充実に向けた適切な情報の提供と地域住民がボランティアに関わりやすい環境整備を行っている。

実施体制及び平成30年度の事業実施状況



3 日常生活自立支援事業の概要

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等の支援を行っている。



日常生活自立支援事業の実利用者数（平成30年度末） (単位：人)

青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	合計
68	42	87	96	126	40	21	34	82	596

第3節 生活困窮者自立支援制度

(1) 生活困窮者自立支援法について

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

生活困窮者自立支援法の概要

1. 自立相談支援事業の実施（法第5条）及び住居確保給付金の支給（法第6条）（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業及び家計改善支援事業等の実施（法第7条）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うよう努めるものとする。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計改善支援事業**」
- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定（法第16条）

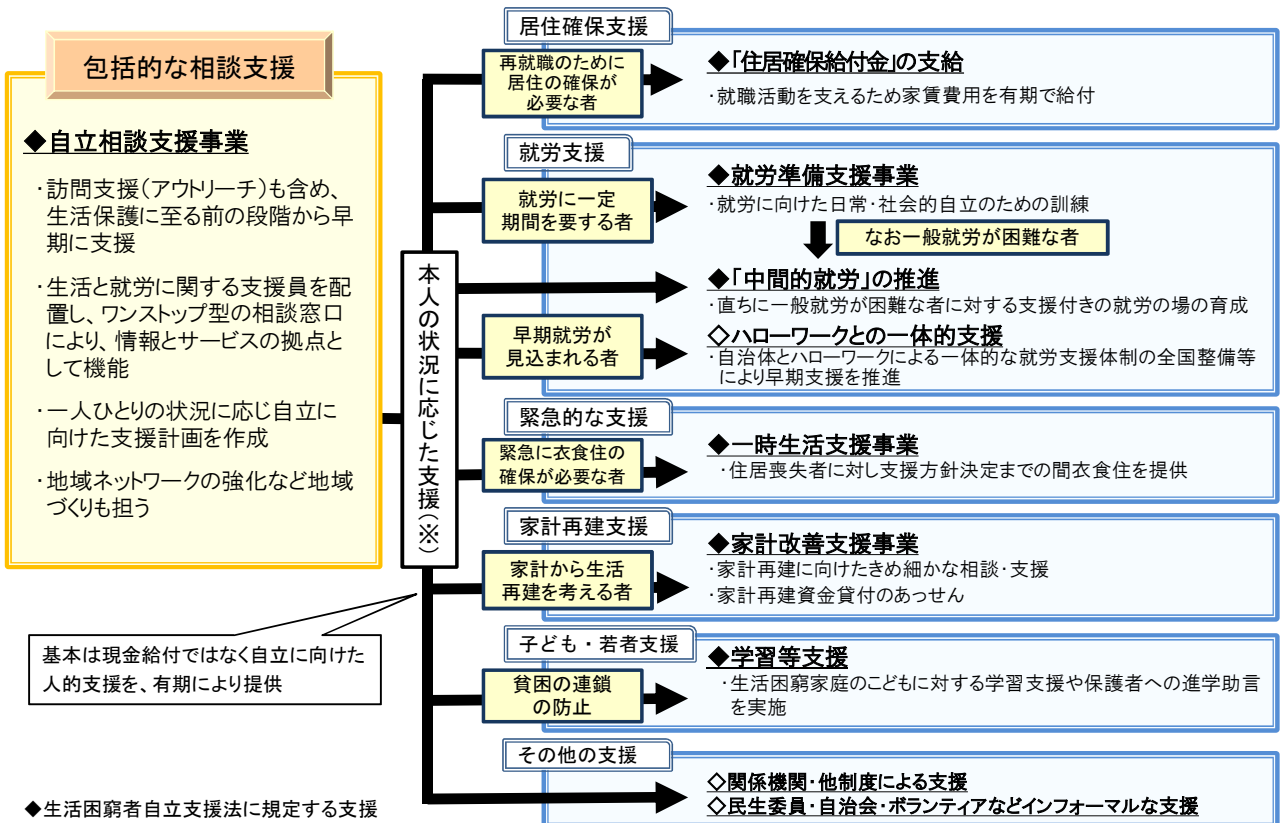
- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業である**」ことを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金: **国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業: **国庫補助2/3**
- 家計改善支援事業: **国庫補助1/2~2/3**
- 学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業: **国庫補助1/2**

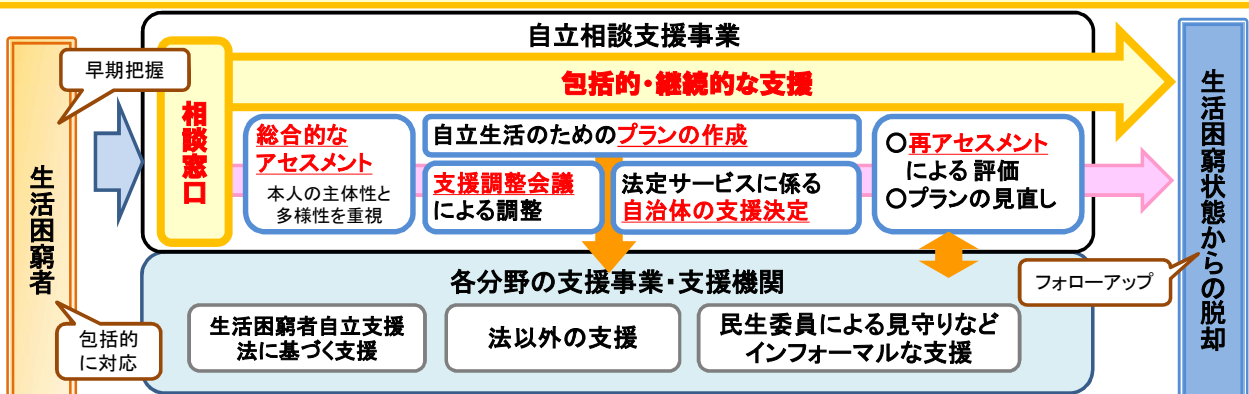
5. 施行期日 平成27年4月1日

(2) 生活困窮者自立支援制度の概要



(3) 自立相談支援事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

(4) 青森県における生活困窮者自立支援の取組

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人青森県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人ワークスコープに事業を委託し、生活に困窮している方からの相談に応じ、自立に向けた各種の支援を実施。

【自立相談支援事業の実施体制】

青森県社会福祉協議会

- 東地域自立相談窓口 (青森県社会福祉協議会)
- 西北地域自立相談窓口 (青森県社会福祉協議会)
- 上北地域自立相談窓口 (七戸町社会福祉協議会)
- 下北地域自立相談窓口 (青森県社会福祉協議会)
- 中南地域自立相談窓口 (青森県社会福祉協議会)

ワークスコープ

- 三戸地域自立相談窓口

【他の生活困窮者関係事業の事業内容及びH30実績】

- 住居確保給付金の支給
 - ・離職等により住居を失った又は失うおそれのある方に対して、家賃相当分を支給。支給者数は0名。
- 認定就労訓練事業
 - ・県から認定を受けた事業所の協力による中間的就労。
 - ・平成30年度末の認定事業所数：17事業所
- 生活保護受給者等就労自立促進事業
 - ・県と労働局との間で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施。
 - ・県からハローワークへの支援要請件数：41件
- 家計相談支援事業
 - ・家計の相談、家計管理の支援、貸付のあっせん等を実施。
 - ・支援決定件数：24件
- 子どもの学習支援事業
 - ・生活困窮世帯の児童に対する学習講習会を県内全域の町村で実施。(教育委員会等で全世帯の児童を対象とした学習講習会を実施している町村を除く)
 - ・対象児童は生活困窮世帯の児童(小学4年生～中学生)
 - ・参加者数：118名、開催回数：289回

【自立相談支援事業のH30実績】

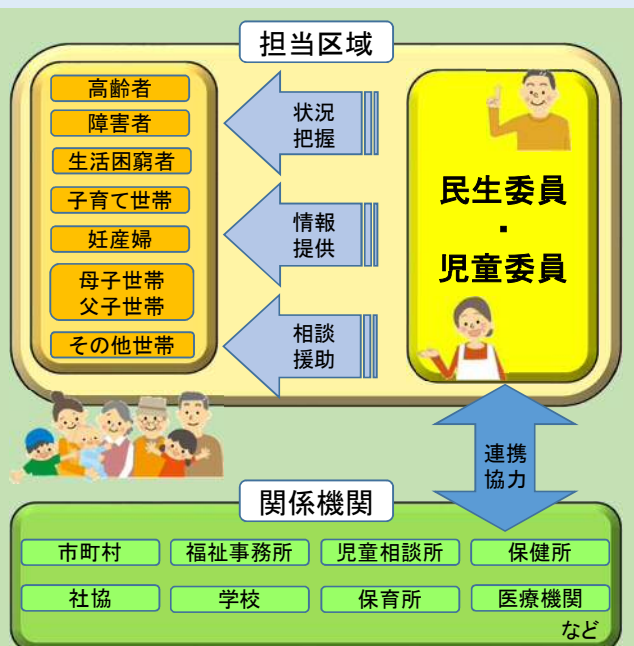
相談件数	プラン作成	新規就労対象者	就労・増収者
823件	349件	106人	65人

第4節 民生委員・児童委員

1 民生委員・児童委員の概要

民生委員は民生委員法に基づき、担当する地区住民の生活状態の把握、要支援者に対する相談・援助、福祉事務所等の関係機関への協力等幅広い活動を行っているほか、児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育てや母子保健に関する相談、青少年の健全育成などの児童福祉の推進についても重要な役割を果たしている。

民生委員の役割 <イメージ図>



民生委員・児童委員の定数及び委嘱手続き

- (1) 民生委員・児童委員の定数は、民生委員法第4条の規定により都道府県の条例で定めることとされている。現在の定数は**2,247名**(中核市を除く)。
- (2) 都道府県知事は、法第5条第1項の規定により、各市町村に設置された民生委員推薦会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣に推薦し、これを厚生労働大臣が委嘱する。
- (3) 民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており(再任可能)、令和元年12月1日に一斉改選が行われる。
- (4) 都道府県知事から厚生労働大臣へ推薦するにあたっては、法第5条第2項の規定により、青森県社会福祉協議会民生委員審査専門分科会において、民生委員・児童委員候補者の審査を行っている。

分科会開催日	民生委員数(人)	欠員数(人)	充足率(%)
H30.6.13	2,189	58	97.4
H30.10.30	2,199	48	97.9
H31.2.14	2,196	51	97.7

第5節 生活福祉資金

1 生活福祉資金貸付制度の概要

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けに必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、昭和30年度から実施。

資金種類

総合支援資金

失業者等が、生活を立て直すために継続的な相談支援と生活費を必要とする場合、自立に必要な経費を貸し付ける資金。(＜例＞生活支援費 単身の場合 貸付限度額: 月15万円以内)

福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用に対して貸し付ける資金。(＜例＞福祉費 日常生活上一時的に必要な場合 貸付限度額: 50万円以内)

教育支援資金

学校に入学又は修学するのに必要な経費に対して貸し付ける資金。(＜例＞教育支援費 低所得世帯で高等学校に就学する場合 貸付限度額: 月3.5万円以内)

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり所有し住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、不動産を担保として生活費を貸し付ける資金。(＜例＞不動産担保型生活資金の場合 貸付限度額: 月30万円以内)

臨時特例つなぎ資金

離職者を支援する公的制度を申請している、住居のない離職者に対して、当面の生活費を貸し付ける資金。(＜例＞貸付限度額: 10万円以内)

実施主体

都道府県社会福祉協議会
(窓口業務等一部業務を市区町村社会福祉協議会に委託)

貸付対象

低所得世帯、障害者の属する世帯、高齢者の属する世帯で、他から資金を融通することが困難で、貸付により自立した生活が見込まれる世帯。

経費

○原資

- ・補助率: 国(10/10)～国(1/2)
- ・不定期で交付(原資が不足した場合等)。
- ・3つの会計区分により管理されている
 - ①生活福祉資金会計
 - ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計
 - ③臨時特例つなぎ資金会計

○事務費

- ・補助率: 国(1/2)
- ・毎年交付

第6節 社会福祉法人及び社会福祉施設

1 社会福祉法人

社会福祉法人とは

- 学校法人、宗教法人等と同様に旧民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。
- 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、①自主的な経営基盤の強化②福祉サービスの質の向上③事業経営の透明性の確保を図る必要がある(法第24条)。

社会福祉法人の基本的な性格

- 社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に(最終的には国庫に)帰属しなければならない(非営利性)。

社会福祉法人に対する規制

- 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持ち分は認められない。
- 事業を廃止した場合の残余財産は、定款に定めた他の社会福祉事業を行う者に帰属する。
- 事業からの収益は、社会福祉事業(又は一部の公益事業)のみに充当する。
- 資産保有(原則不動産の自己所有)、組織経営(親族利害関係人の要件等)の在り方に一定の要件がある。
- 法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による改善勧告、措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を受ける。補助金等を受けた場合には、これに加え、不適当な予算の変更勧告、役員解職勧告等を受ける。

社会福祉法人に対する優遇措置

- 社会福祉法人による施設整備に対し、一定額が補助される。
- 法人税、固定資産税、寄附税制等について非課税等の税制上の優遇措置が講じられている。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度がある。

2 社会福祉施設

主な施設種別

- 生活保護施設・・・救護施設 など
- 老人福祉施設・・・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム など
- 児童福祉施設・・・保育所、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、障害児入所施設、幼保連携型認定こども園（認定こども園法）など
- 障害者支援施設・・・障害者支援施設 など

3 社会福祉施設等指導監査

一般監査

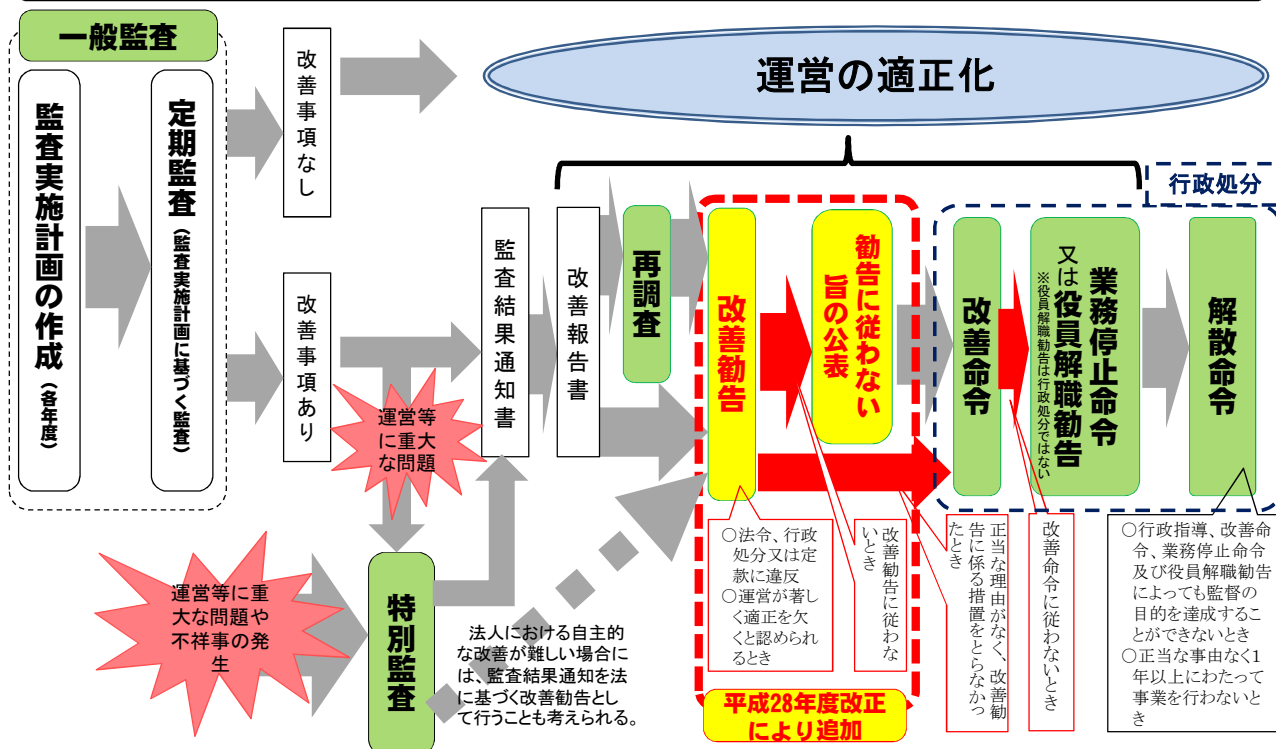
- 一般監査は、実施計画を策定した上で、「指導監査ガイドライン」に基づき、一定の周期で実施する。
- 「指導監査ガイドライン」では、指導方法の標準化を図るため、監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）について定められている。

特別監査

- 一般監査の結果、特別に監査の必要があると認められた施設等及び運営上特に指導を要する認められる施設等を対象に随時実施

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

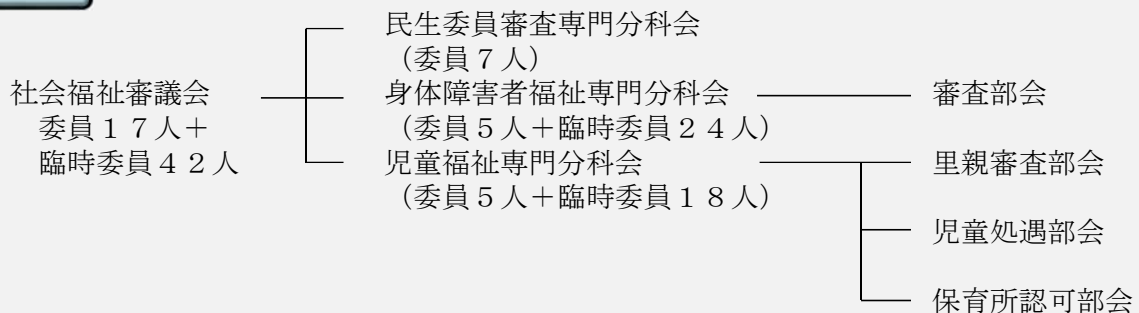
■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



4 青森県社会福祉審議会の概要

社会福祉に関する事項の調査審議、答申及び関係行政庁に対する意見の具申を行う附属機関として、社会福祉法及び青森県附属機関に関する条例の規定に基づき県に社会福祉審議会を設置している。

組織



- 民生委員審査専門分科会
民生委員の適否に関する調査審議を行う。
- 身体障害者福祉専門分科会
身体障害者の福祉に関する調査審議を行う。
- 児童福祉専門分科会
児童福祉、母子家庭の福祉、母子保健及び知的障害者の福祉に関する調査審議を行う。

委員構成

- 社会福祉審議会の委員は、県議会の議員、社会福祉事業従事者及び学識経験者のうちから知事が任命する。

委員の任期

- 社会福祉審議会の委員の任期は3年。
※現在の委員の任期は、令和元年9月1日～令和4年8月31日まで

平成30年度の開催状況

- 審議会：0回
- 民生委員審査専門分科会：3回
- 身体障害者福祉専門分科会審査部会：書面審査22回
- 児童福祉専門分科会里親審査部会：会議2回、書面審査0回、同児童処遇部会：会議3回、同保育所認可部会：会議0回

第7節 生活保護制度の概要

1 生活保護制度

生活保護制度とは

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる)。

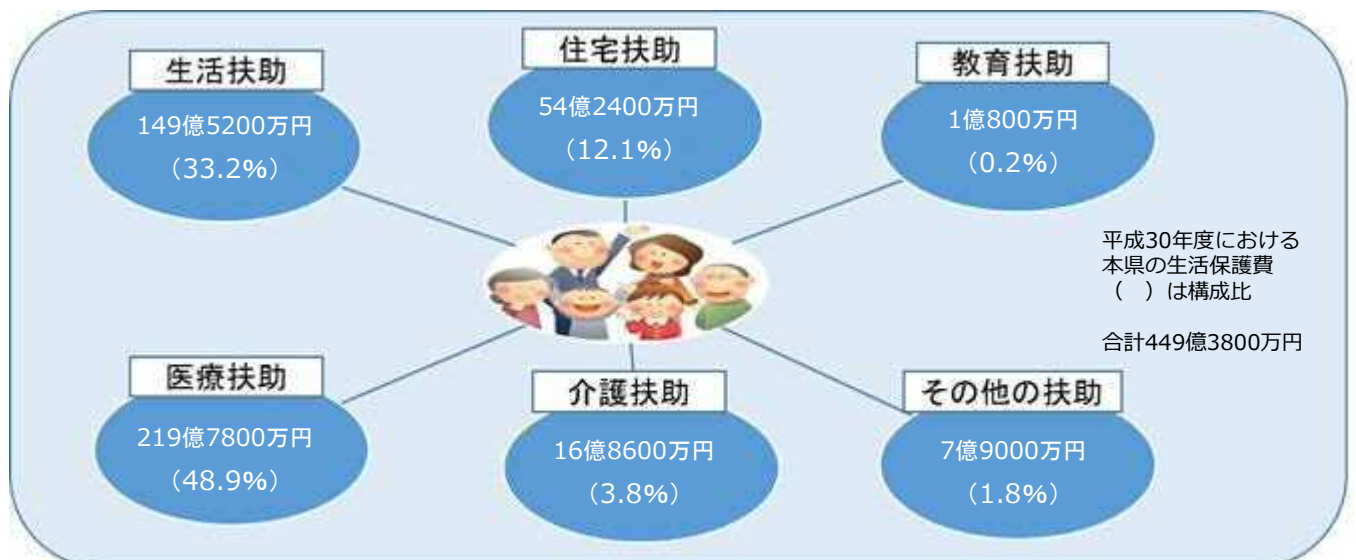
<支給される保護費>

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定する。

<保護の種類と内容>

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算がある(母子加算、障害者加算等)。
アパートの家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な費用	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給



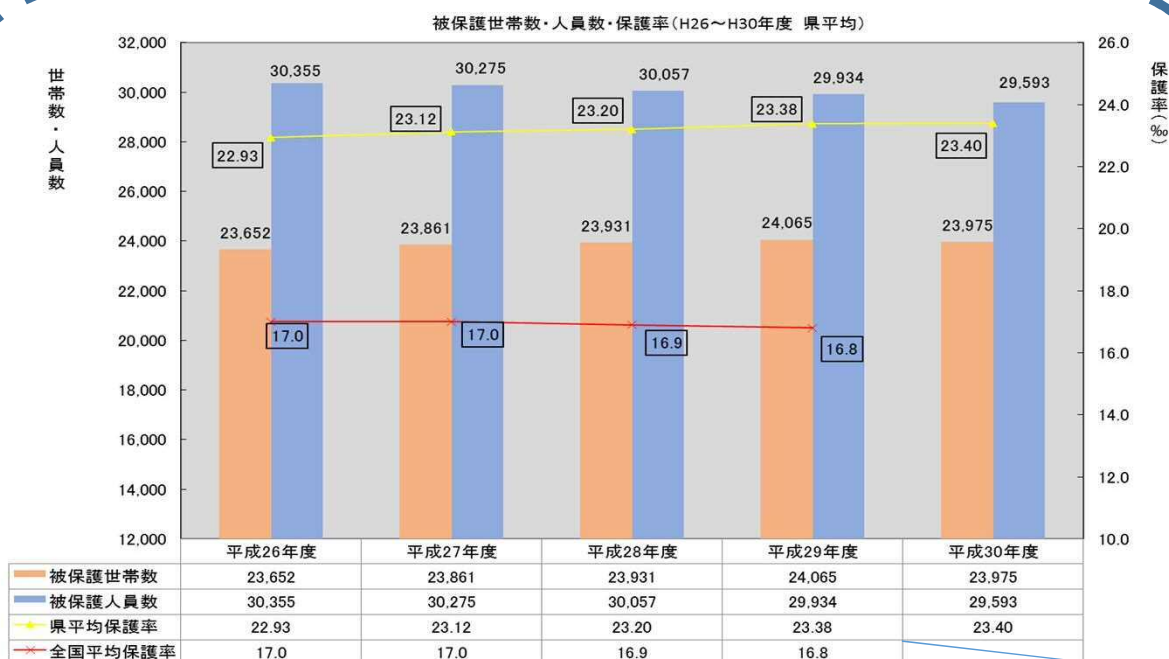
2 本県の現状について

近年の動向

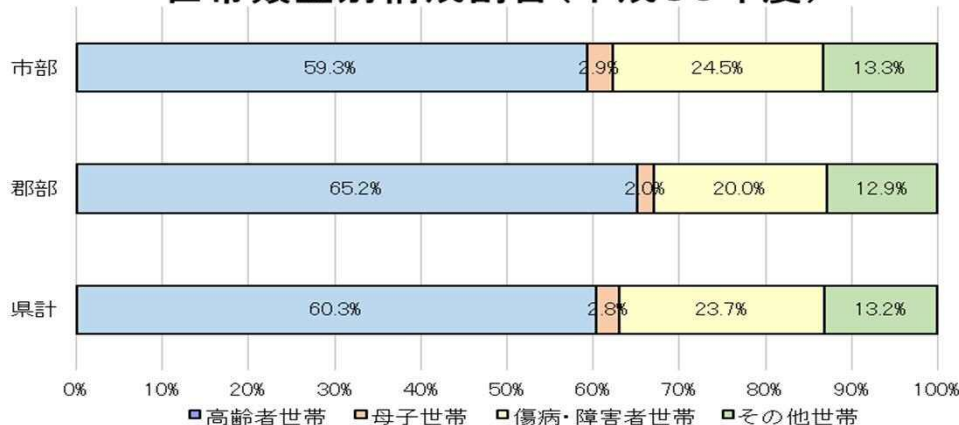
平成30年度の本県の月平均被保護世帯数は23,975世帯、被保護実人員は29,593人、保護率(人口千人に対する被保護実人員の割合)は23.40%である。

青森県内の被保護世帯数、被保護実人員及び保護率は、昭和60年度から減少傾向にあり、被保護世帯数については平成8年度から、また、被保護実人員及び保護率については平成10年度から増加に転じたが、平成27年度から被保護実人員に減少が見られ、被保護世帯数についても平成30年度は減少した。

また、高齢者世帯の増加が顕著であり、平成25年度から被保護世帯の半分以上を占めている。



世帯類型別構成割合(平成30年度)



	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	計
市部	11,735	578	4,845	2,627	19,785
郡部	2,730	82	839	539	4,190
県計	14,465	660	5,684	3,166	23,975

※各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理の関係上、計が一致しないことがある。

第8節 戦没者等の援護に関する業務

1 旧軍人・軍属等への援護

(1) 旧軍人・軍属の恩給

○公務員（旧軍人等）が相当年限勤務して退職したとき、公務のためにけがをしたり病気にかかったとき、公務のために死亡したときに、国が使用者として年金給付を行う。



公務員の退職後又は遺族の生活の支え

恩給法による軍人・軍属とは

軍人：陸海軍の現役、予備役などの兵役にあった兵から大将までのすべての軍人
 軍属：旧陸海軍部内の文官や警察監獄職員

恩給の種類

軍人恩給(年功に係る給付)		傷病恩給(傷病に係る給付)	
本人給付	遺族給付	本人給付	遺族給付
<ul style="list-style-type: none"> ・普通恩給 ・一時恩給 ・一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通扶助料 ・一時扶助料 ・遺族一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加恩給 ・傷病年金 ・特例傷病恩給 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務扶助料 ・増加非公死扶助料 ・特例扶助料 など

(2) 軍歴証明

○公務員共済組合法等による軍人期間の通算に関する軍歴証明書を交付する。（陸軍のみ）



叙位・叙勲のための履歴を証明する。
遺族が戦没者の経歴を知ることができる。

2 戦没者遺族の援護

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

○旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の死亡等に関し、亡くなられた方の遺族に遺族年金・遺族給与金及び弔慰金等を支給する。



国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

○恩給法による公務扶助料等、援護法による遺族年金等の受給権を有する戦没者の妻に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。

額面：200万円から20万円
 償還期間：10年

(3) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

○戦没者が死亡したことにより、氏を同じくする子も孫もいなくなった父母又は祖父母に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。

額面：100万円から10万円
 償還期間：5年

(4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

○戦没者等に関し、一定の日（基準日）における恩給法に規定する公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者特別援護法に規定する遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する者がいない遺族1名に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別弔慰金を支給する。

先の大戦で国に殉じた軍人・軍属等の方々に思いをいたし国として改めて弔慰の意を表する。



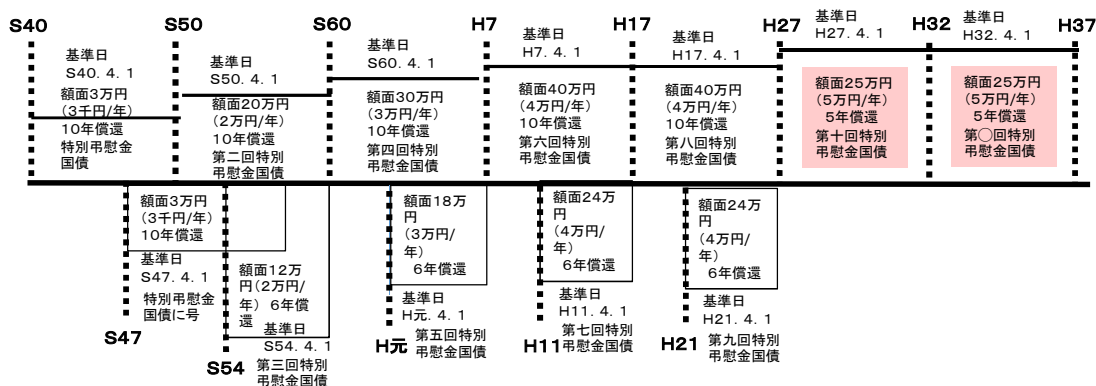
※法定受託事務により、特別弔慰金の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づき、原則、戦没者等の死亡当時の 本籍地の都道府県知事が行う。

これまでの経緯

- ・昭和40年（戦後20周年）に制度が創設され、以後、昭和50年（戦後30周年）、昭和60年（戦後40周年）、平成7年（戦後50周年）、平成17年（戦後60周年）といった機会に、10年償還の特別弔慰金を支給。
- ・また、特例的に、中間年（昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年、平成21年）においても、新たに要件を満たすこととなった遺族に対し、6年償還（昭和47年は10年償還）の特別弔慰金を支給されている。

平成27年改正の特別弔慰金

- ・戦後70周年に当たる平成27年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正（平成27年4月1日施行）し、特別弔慰金を支給する。（第十回特別弔慰金）
- ・遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年5万円に増額し、5年償還の国債を5年ごとに2回交付する。



第十回特別弔慰金の請求について

《支給対象者》

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において恩給法による公務扶助料や特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金や遺族給与金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹

注）戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わる。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族

注）戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限る。

《支給内容》

額面25万円、5年償還の記名国債

《請求期間》

前述の支給対象者がいる場合、平成27年4月1日から平成30年4月2日までの間に、市町村援護担当課において請求手続きを行う。

(5) 戦没者遺族相談員

○戦没者の遺族の生活等に関する相談に応じ、援護のために必要な指導等を行う。
 本県では19人が厚生労働大臣の委託を受けて配置されている。



戦没者遺族の福祉の増進を図る。

(6) 戦没者の慰霊事業

○戦没者等を慰霊するため、県戦没者追悼式を挙行するとともに、各機関等の主催する慰霊祭や追悼式に参列する。

- ①全国戦没者追悼式への参列
 (国主催：8月15日)
- ②青森県戦没者追悼式の挙行
 (県主催：8月下旬)
- ③沖縄みちのくの塔慰霊祭への参列
 (青森県遺族連合会主催：11月11日)
- ④各市町村等が実施する慰霊祭への参列



戦没者等の御霊を追悼し平和を祈念する。

3 戦傷病者の援護

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

○旧軍人・軍属及び準軍属の公務上の負傷等に関し、障害がある方に障害年金、障害一時金を支給する。

(2) 戦傷病者特別援護法による援護

○公務員であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付等を行う。
 例) 更生医療の給付、補装具の支給・修理など

(3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

○恩給法等に規定する第5款以上の障害を有し、恩給法による増加恩給等や援護法による障害年金等の給付を受けている戦傷病者等の妻に対し、無利子の記名国債の交付をもって特別給付金を支給する。



国家補償の精神に基づき軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する。

額面：100万円から5万円
 償還：10年又は5年

(4) 戦傷病者相談員

○戦傷病者の更生等の相談に応じ、戦傷病者の援護のために必要な指導等を行う。
 本県では13人が厚生労働大臣の委託を受けて配置されている。



戦傷病者の福祉の増進を図る。

4 中国帰国者等の援護

(1) 中国等からの帰国者

○昭和47年9月29日の日中国交回復以後、戦後中国に残留した日本人の帰国が逐次行われ、また平成元年度からは、ロシア連邦のサハリン等からも残留日本人の帰国が行われている。帰国者に対しては、国及び県が帰国に伴う諸経費の援助を行う。

中国残留邦人等の円滑な帰国を促進する。

(2) 中国残留邦人等への生活支援

○長期にわたり中国等に残留せざるを得なかったため、永住帰国後も年金の支給を受けられない事態が生じているという事情を踏まえ、経済的支援を行う。

① 満額の老齢基礎年金の支給

満額の老齢基礎年金の受給を可能とするため、帰国前の期間を含めた被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を一時金として支給する。

② 支援給付制度

生活保護法の規定の例による金銭給付等を行う。

(3) 参照

③ 配偶者支援金制度

中国残留邦人等の永住帰国前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分の2相当額）を支給する。

中国残留邦人等の老後生活の経済的安定を図る。

(3) 支援給付等

○特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額が、生活保護法の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において支援給付を行う。

中国残留邦人等の老後生活の経済的安定を図る。

支援給付等の主な種類

- ・生活支援給付：日常の生活に必要な食費や光熱水費、衣類などの費用
- ・住宅支援給付：家賃など住居に関する費用
- ・医療支援給付：病院などの医療機関における診療費や通院費
- ・介護支援給付：介護保険の給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用
- ・その他：出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

○中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する各種の事業を行う。

① 地域における支援ネットワーク事業

(各種研修会等への参加、支援連絡会の設置等)

② 自立支援通訳等派遣事業

③ 地域生活支援プログラム事業

(各種交流会・研修会等への参加費の支給等)

中国残留邦人等が自立し地域の一員として暮らすことができるよう支援する。

第9節 県立保健大学

1 法人の概要

県立保健大学は、急速な人口の高齢化等、社会構造の変化や生活水準の向上に伴い、保健・医療・福祉に対するニーズが高度化、多様化し、これまで以上に高度な専門的知識及び豊かな情操を兼ね備えた人材が必要とされていることから、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を培い、幅広い領域で人々の健康及び福祉の向上に貢献できる人材を育成し、本県の保健・医療・福祉の進展を図るため、平成11年4月に開学した。

また、平成20年4月には、公立大学法人化のメリットを生かして教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、公立大学法人へ移行した。

項目	内容	
法人名	公立大学法人青森県立保健大学	
所在地	青森市大字浜館字間瀬58-1	
設立認可年月日	平成20年3月24日	
設立登記年月日	平成20年4月1日	
沿革	平成11年4月	青森県立保健大学開学 (看護学科・理学療法学科・社会福祉学科)
	平成15年4月	大学院修士課程開設
	平成17年4月	修士課程⇒博士前期課程(改組) 大学院博士後期課程開設
	平成20年4月	公立大学法人に移行
		栄養学科開設
	理学療法学科[入学定員20名→30名(10名増)] 社会福祉学科[入学定員40名→50名(10名増)]	

健康科学部		
在学生	927名	
内 訳	看護学科	439名 (入学定員100名、第3年次編入学定員10名)
	理学療法学科	132名 (入学定員30名、第3年次編入学定員2名)
	社会福祉学科	220名 (入学定員50名、第2年次編入学定員4名)
	栄養学科	136名 (入学定員30名、第2年次編入学定員3名)
学位	学士(看護学、理学療法学、社会福祉学、栄養学)	
卒業後の資格	看護学科	看護師、保健師及び助産師国家試験の受験資格付与
	理学療法学科	理学療法士国家試験の受験資格付与
	社会福祉学科	社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の受験資格付与
	栄養学科	栄養士及び栄養教諭一種の免許並びに管理栄養士国家試験の受験資格付与

注) 在学生数は、令和元年5月1日現在。

保健・医療・福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健・医療・福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成15年4月1日に大学院を開設し、修士課程を設置した。平成17年4月1日には、修士課程を博士前期課程に改組し、新たに博士後期課程を設置した。

大 学 院		
研究科名	健康科学研究科	
専攻	健康科学専攻	
課程	博士前期課程	(修業年限2年)* 特例:長期在学コース(3年)
	博士後期課程	(修業年限3年)
在学生	43名	
内 訳	博士前期課程	25名 (入学定員10名)
	博士後期課程	18名 (入学定員4名)
学 位	博士前期課程	修士(健康科学、社会福祉学、看護学)
	博士後期課程	博士(健康科学)
その他	夜間開講、土・日、夏期集中講義などにより社会人が在職のまま修学できるよう配慮。	

注) 在学生数は、令和元年5月1日現在。

2 第2期中期目標(目標期間:平成26年度~令和元年度の6年間)

理 念

青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育ててきた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、大学を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。

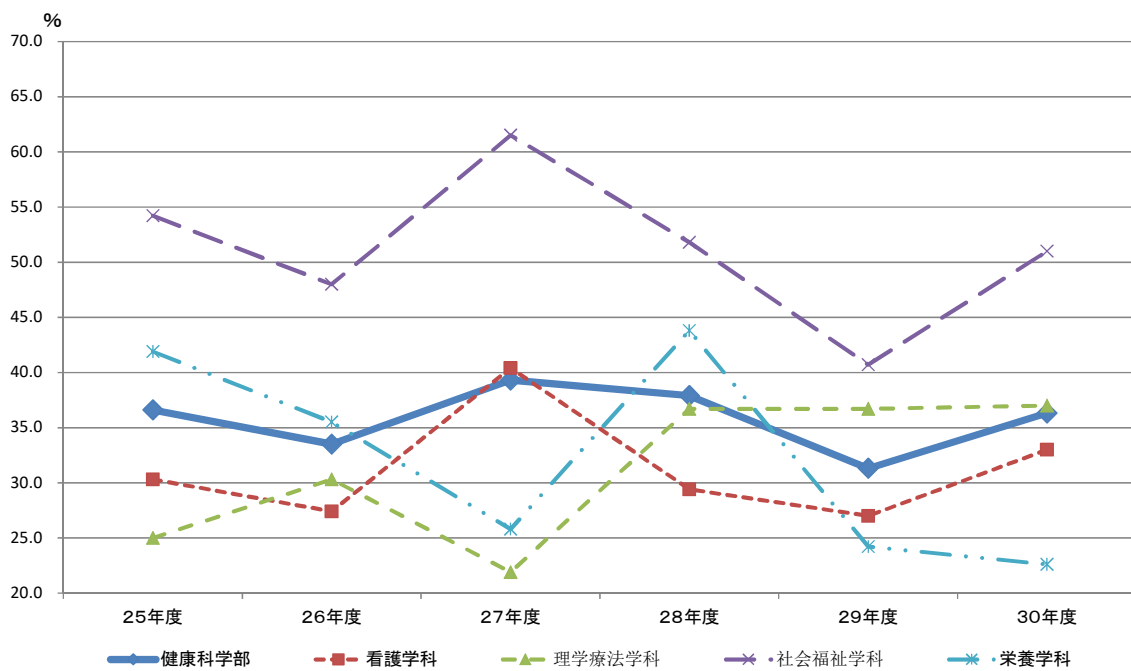
使 命

- 1 大学の教育理念にふさわしい学生を受け入れ、より質の高い学術を教授研究するとともに、人間性豊かでグローバルな視点を持ち、かつ、地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材を育成する。
- 2 保健、医療及び福祉の教育研究拠点として培った人的資源や教育研究成果を広く地域社会に還元するとともに、産学官民の連携した取組による地域貢献活動を展開し、県民の健康と生活の向上に寄与する。

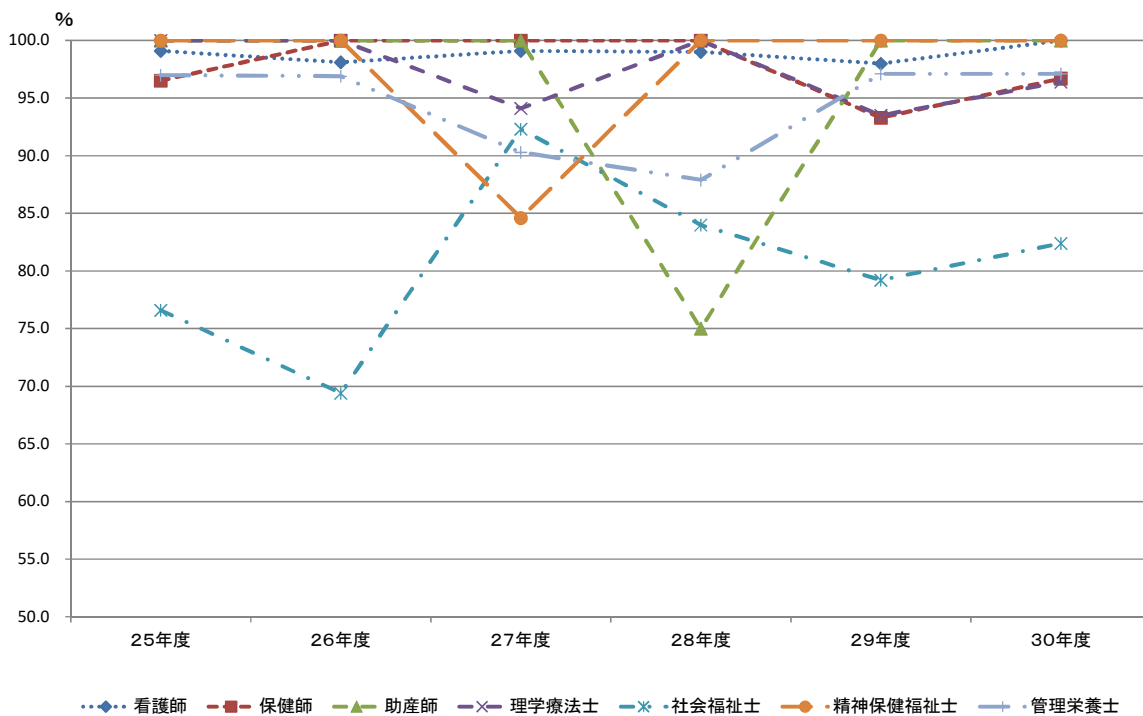
基本姿勢

学生がヒューマンケアの学びを通して主体的に考え行動するよう、学生の人間の成長を培う教育に取り組むとともに、全学が一体となって大学の専門分野である保健、医療及び福祉の知識を生かし、地域における知の拠点として地域課題の解決に取り組む。

3 県内就職率



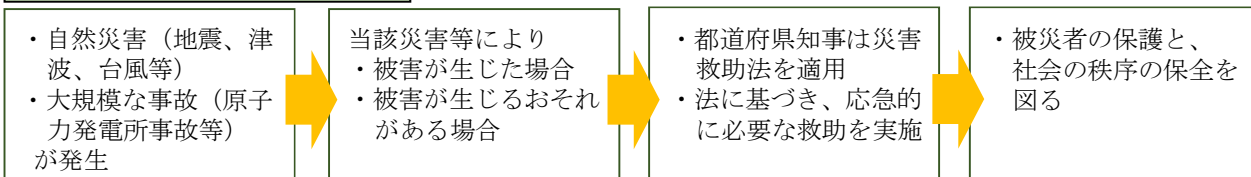
4 国家試験合格率



第10節 災害救助等

1 災害救助等の概要

(1) 災害救助法の適用



(2) 法による救助の実施

・災害救助法による救助は県知事が行い、市町村長がこれを補助するが、救助の迅速性・的確性を図るために、事務の一部を県から市町村長に委任することができる。

<救助の種類>

① 避難所、応急仮設住宅の供与	⑥ 住宅の応急修理
② 食品の給与及び飲料水の供給	⑦ 学用品の給与
③ 被服、寝具その他生活必需品の給与等	⑧ 埋葬
④ 医療及び助産	⑨ 死体の捜索及び処理
⑤ 被災者の救出	⑩ 土石等の障害物の除去

<救助の程度、方法及び期間>

・内閣総理大臣が救助の種類毎に定める基準による。

(3) 災害弔慰金等の支給

・災害救助法の適用と連動して市町村が実施する支援。

① 遺族への災害弔慰金の支給
② 重度の障害を負った方への災害障害見舞金の支給
③ 被災者への災害援護資金の貸付け

(4) 青森県の災害救助法適用状況

・青森県では、災害救助法が制定された昭和22年から平成27年度まで、98回の災害救助法適用災害が発生している。

<直近の適用災害>

年度	災害名	適用市町村	救助費用額
平成22年度	東北地方太平洋沖地震	八戸市、おいらせ町	237,494千円
平成23年度	台風15号	南部町	1,035千円
	大雪災害	むつ市、横浜町	1,584千円

2 災害救助基金及び災害救助用備蓄物資

- ・災害救助法を適用して救助を実施する場合の費用等に充てるため、県は災害救助法の規定に基づき、災害救助基金を積み立てている。
- ・備蓄物資については、災害救助法の適用がない災害であっても、県の「災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱」に基づき救助に使用することとしている。

基金の種類 (H29.4.1現在)	現金	備蓄物資	計
金額	649,760,490円	30,245,540円	680,006,030円
内容	定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布 (13,500枚) ・タオルケット (12,000枚) ・バスタオル (12,000枚) ・タオル (5,000枚) ・ろうそく (8,000個) 	

3 青森県災害福祉広域支援ネットワークの現況

(1) 青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会及び青森県災害福祉支援チームの概況

【青森県災害福祉広域ネットワーク協議会】

大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、平成28年9月に16団体により設置。

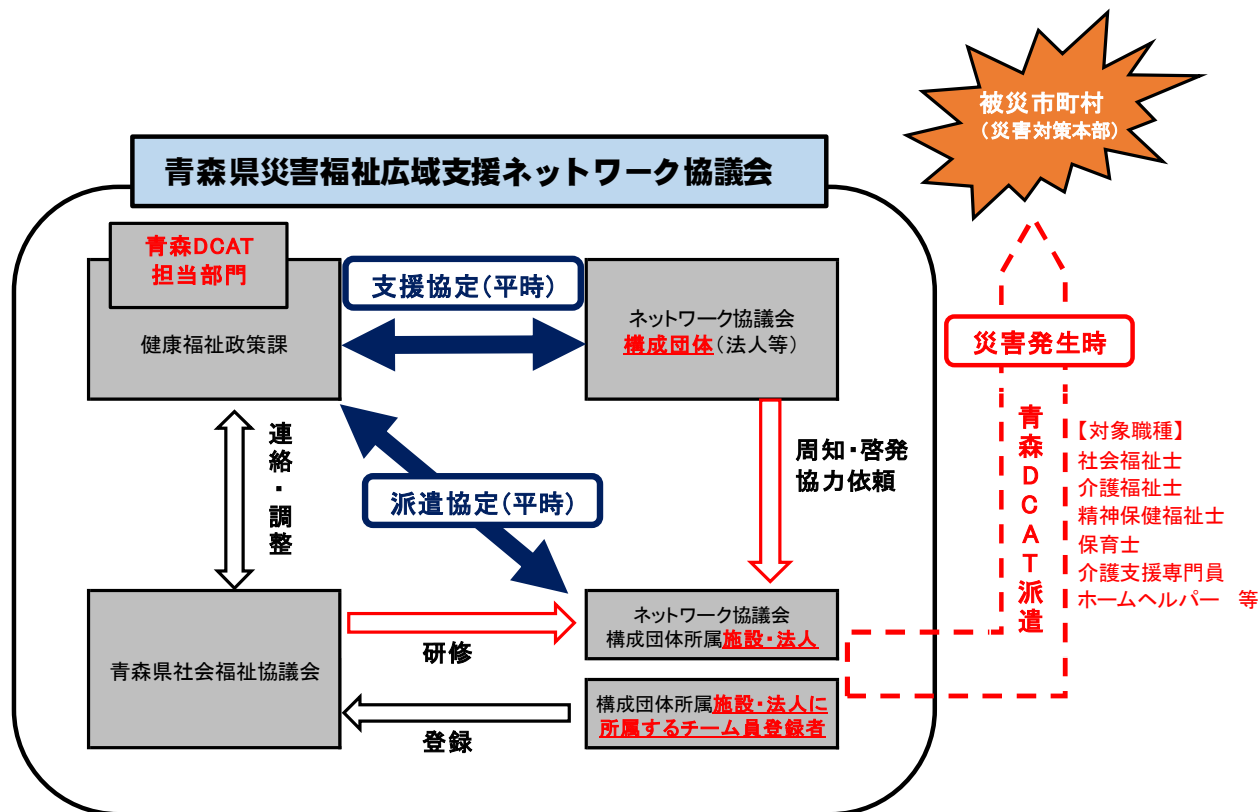
- 協議会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。
 - (1) 青森県災害福祉広域支援ネットワークの構築に関すること。
 - (2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。
 - (3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び青森DCATの編成に関すること。

【青森県災害福祉支援チーム(青森DCAT)】

県は、災害発生時に、要配慮者の二次被害防止を目的に被災地で活動するための研修を受け、青森県災害福祉支援チームの構成員として登録を受けた者が所属する施設と青森DCAT派遣に係る協定を締結。

- チーム編成：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー等の福祉専門職のうち当該業務経験が3年以上で研修を修了した者をチーム員として登録。原則として、1チーム6人で編成。
- 活動場所：一般避難所、福祉避難所、その他の避難所等
- 活動内容：①避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング、②要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援等。
- 活動期間：原則として災害の初期（発災後5日間の活動を標準）

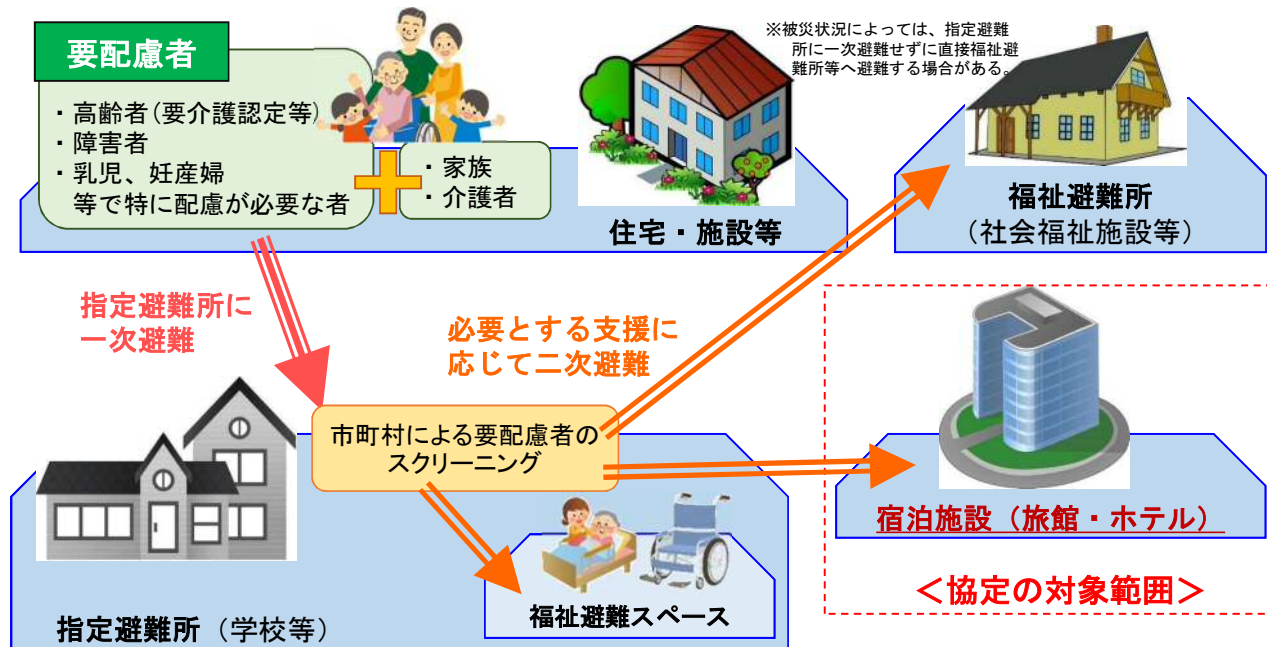
(2) 青森県災害福祉支援チーム（青森DCAT）に係る組織図



4 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

(1) 趣旨・目的

- 大規模災害時には、高齢者や障害者、乳児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、多様な避難場所を確保することが必要である。
- 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、要配慮者等の宿泊施設への避難支援が円滑に実施できるよう、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結する。



(2) 内容

①大規模災害（地震、津波、風水害、原子力災害等）が発生した時

②県からの要請に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、県が行う要配慮者等への支援に可能な範囲で協力する

要配慮者等

- ・ 高齢者(要介護認定等)
- ・ 障害者
- ・ 乳児、妊産婦
等で特に配慮が必要な者

- ・ 家族
- ・ 介護者

協力の範囲

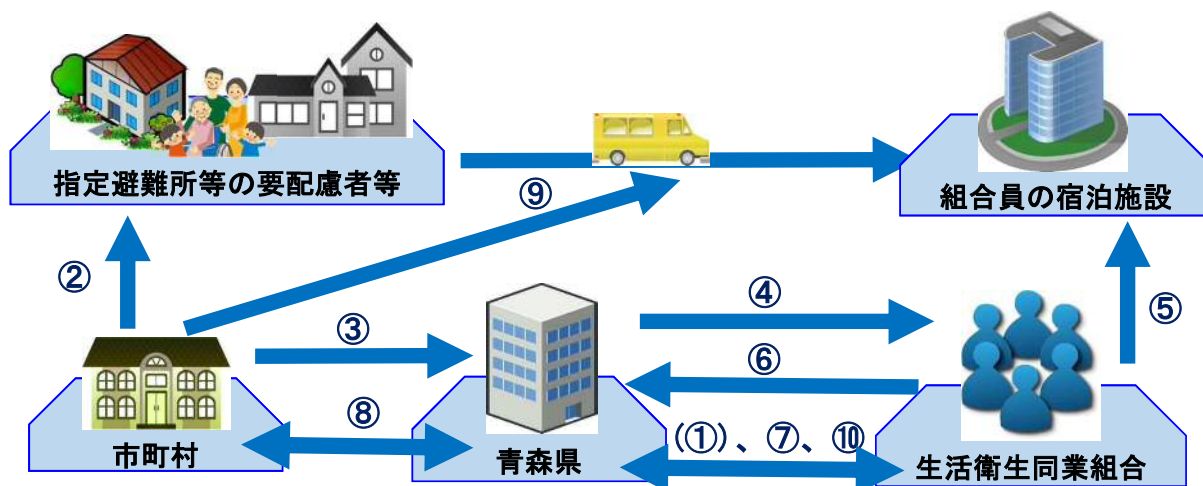
- ・ 組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊（入浴・食事の提供を含む）
- ・ 組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- ・ 組合における組合員等との調整

協力の期間

- ・ 受入れが可能になった日から、要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により、宿泊施設を利用しなくなるまでの期間

③協力に要した費用は県が負担する（組合との間で委託契約を締結）

(3) 要配慮者等の避難支援に係る体制図（実施細目で規定）



- ①県と組合は、平時から連絡責任者名簿及び宿泊施設名簿を作成する。
- ②市町村は、指定避難所等で避難生活の上で特に配慮が必要な要配慮者等を把握する。
- ③市町村は、県に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援を要請する。
- ④県は、組合に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援について協力を要請する。
- ⑤組合は、組合員が所有する宿泊施設の状況を調査し、とりまとめる。
- ⑥組合は、県に対し、応諾の可否と要配慮者等の受け入れが可能な宿泊施設を報告する。
- ⑦県は、組合と協議のうえ受け入れを行う宿泊施設を決定する。
- ⑧県は、市町村に対し、要配慮者等の受け入れを行う宿泊施設を通知し、移送の調整を行う。
- ⑨市町村は、要配慮者等を宿泊施設へ移送する。また、引き続き避難状況を把握し、必要な支援を行う。
- ⑩県と組合は、要配慮者等の避難支援に関する委託契約を締結し、業務完了後、費用の精算を行う。

5 大規模災害時における保健医療活動の総合調整について

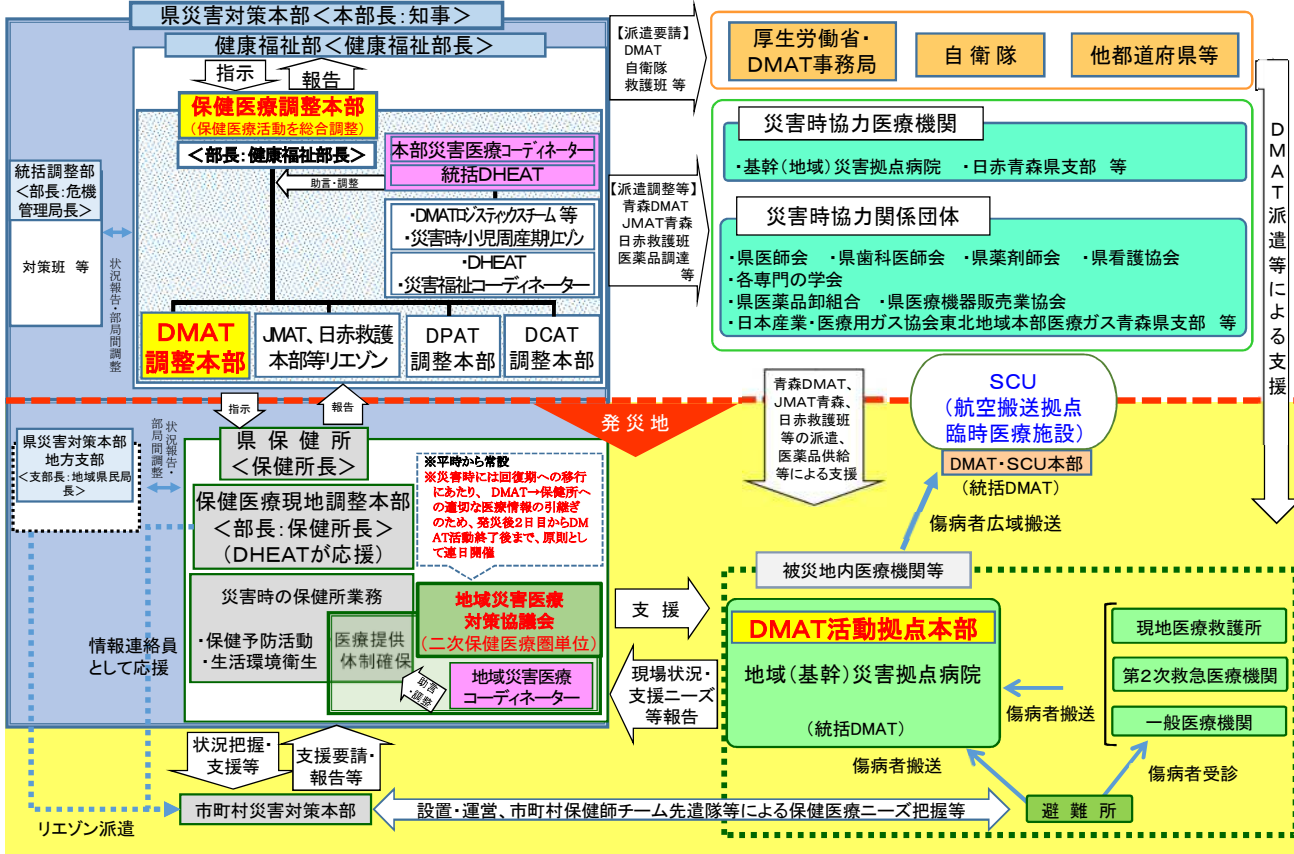
県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うための青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県保健所に設置することとする。

(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期(48時間迄) ～ 移行期(約5日間迄)	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点 (災害拠点病院等)
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・避難所 ・福祉避難所

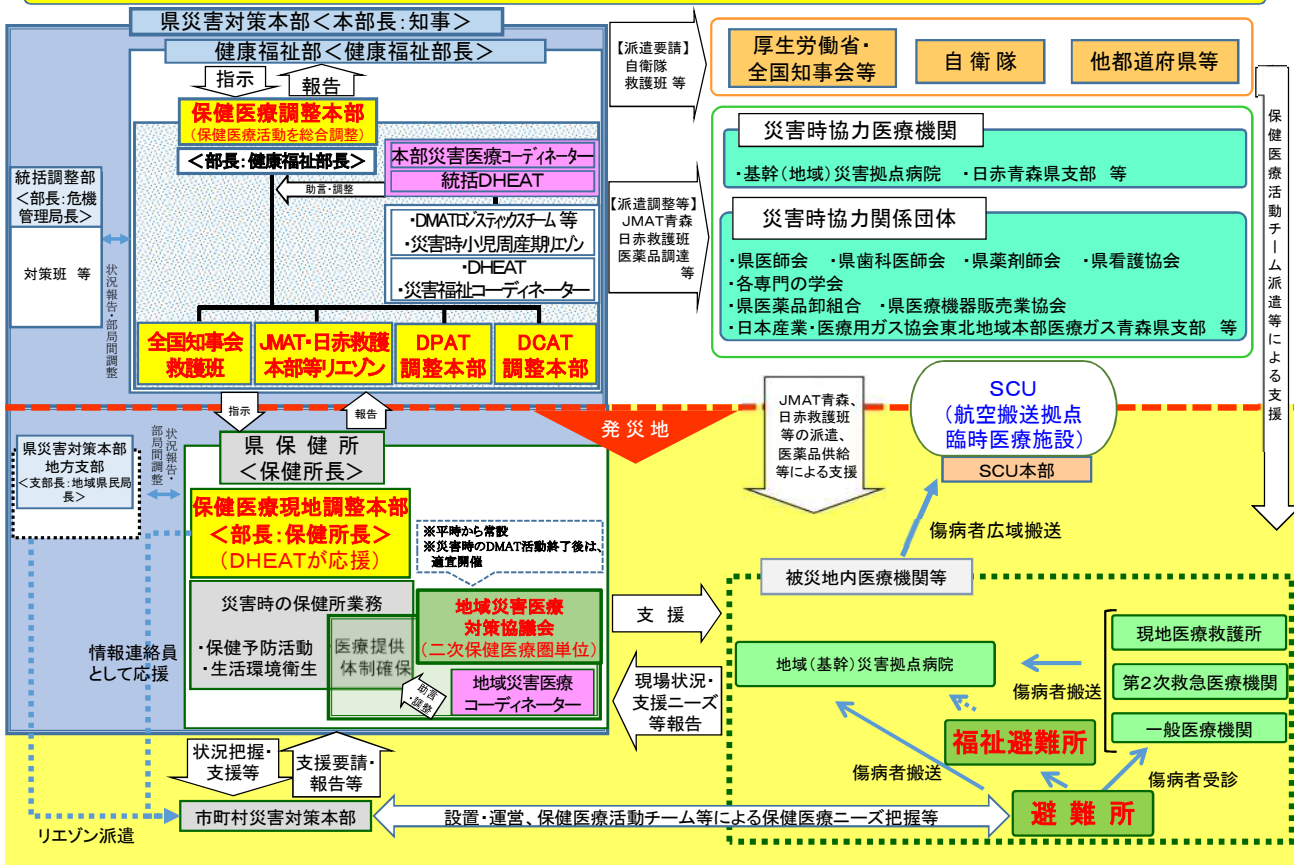
青森県における大規模災害時の体制【超急性期（～48時間）～移行期（～約5日間）】

～DMAT等による急性期医療ニーズへの対応が活動の中心～



青森県における大規模災害発生時の体制【回復期（DMAT活動終了後）～慢性期】

～避難所等での健康管理及び精神、福祉支援ニーズへの対応が活動の中心～



平成30年青森県人口動態統計(概数)の概況 ＜概要版＞

調査結果のポイント

1 出生 出生数は減少。合計特殊出生率は前年と同率、全国を上回った。

出生数 H29:8,035人 → H30:7,803人(▲232人)
 合計特殊出生率 H29:1.43(36位) → H30:1.43(35位)(同率)
 ※全国 H29:1.43 → H30:1.42(▲0.01)

2 死亡 死亡数は増加

	死亡数(人)			死亡率(人口10万対)		
	H29	H30	増減	H29(順位)	H30(順位)	増減
総数	17,575	17,936	+361	1,379.5	1,425.8	+46.3
悪性新生物	4,986	4,947	▲39	391.4(2)	393.2(2)	+1.8
心疾患	2,621	2,684	+63	205.7(13)	213.4(12)	+7.7
脳血管疾患	1,700	1,666	▲34	133.4(4)	132.4(4)	▲1.0
糖尿病	242	254	+12	19.0(2)	20.2(1)	+1.2

3 乳児・新生児・周産期死亡 死亡率はいずれも低下

乳児死亡率(出生千対) H29:2.2 → H30:1.9(▲0.3)
 新生児死亡率(出生千対) H29:1.6 → H30:1.3(▲0.3)
 周産期死亡率(出産千対) H29:4.0 → H30:2.9(▲1.1)
 <5年比較> 乳児死亡率 新生児死亡率 周産期死亡率
 平成21～25年 2.44 1.23 4.00
 平成26～30年 2.10(▲0.34) 1.26(+0.03) 3.54(▲0.46)

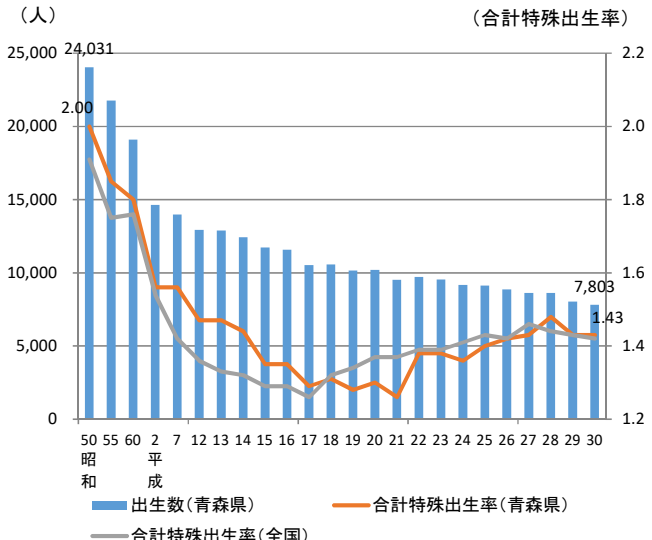
4 自殺死亡 自殺者数は減少

自殺者数 H29: 265人 → H30: 259人(▲6人)
 自殺率 H29: 20.8(3位) → H30: 20.6(2位)(▲0.2)

1

○出生数は減少。合計特殊出生率は前年と同率、全国を上回った。

出生数 H29:8,035人 → H30:7,803人(▲232人)
 合計特殊出生率 H29:1.43(36位) → H30:1.43(35位)(同率)
 ※全国 H29:1.43 → H30:1.42(▲0.01)



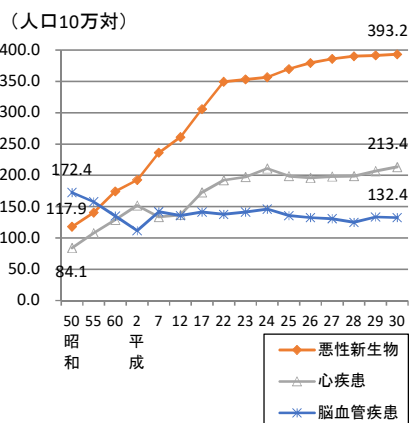
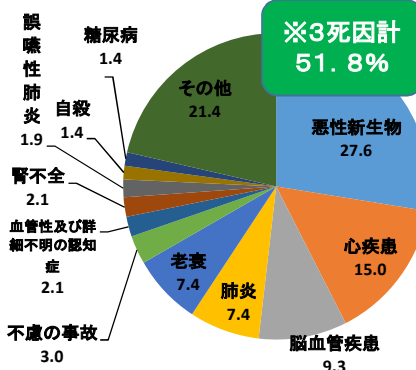
- ### 【県の取組】
- 「みんなで子ども・子育てを応援！」推進事業<新規>**
 - 労働者の仕事と子育ての両立への希望を実現するため、「働き方改革」に取り組む企業を認証・支援する「あおり働き方改革推進企業認証制度」の更なる普及、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する「みんなで子ども・子育てを応援！」キャンペーン事業等の実施
 - 乳幼児はつつつ育成事業**
 - 未就学児を対象に市町村が給付した医療費の自己負担の2分の1を助成
→ 平成30年10月から保護者の所得制限をこれまでの約2倍まで緩和
 - 地域子ども・子育て支援事業**
 - 市町村が実施する病児保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業への取組を促進し、満足度の高い保育を推進
 - 家庭福祉対策教育支援貸付費補助事業**
 - 大学進学にあたり必要となる費用の捻出が困難な世帯や、児童養護施設入所児童等に対し奨学金を貸付

2

○死亡数は増加

	死亡数(人)			死亡率(人口10万対)		
	H29	H30	増減	H29(順位)	H30(順位)	増減
総数	17,575 →	17,936	+361	1,379.5 →	1,425.8	+46.3
悪性新生物	4,986 →	4,947	▲39	391.4(2) →	393.2(2)	+1.8
心疾患	2,621 →	2,684	+63	205.7(13) →	213.4(12)	+7.7
脳血管疾患	1,700 →	1,666	▲34	133.4(4) →	132.4(4)	▲1.0
糖尿病	242 →	254	+12	19.0(2) →	20.2(1)	+1.2

○平成30年死因別構成比



【県の取組】

1 がんの早期発見・早期治療のための取組

女性特有のがん検診の普及・啓発、大腸がん検診未受診者に便潜血検査や内視鏡検査の受診を促し未受診によるリスクを検証、がん検診の精度向上に向けた市町村への助言等

2 青森県健康経営認定制度の推進

県内「健康経営®」(※)に取り組む事業所を青森県健康経営事業所と認定し、働き盛り世代の健康づくりを推進(R元.5.24現在で173事業所を認定)

(※)「健康経営®」: 特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

3 女性発信！農業者・漁業者の健やか力向上事業 <新規>

農協・漁協の女性組合員を対象とした体験型セミナーによる意識啓発や、第一次産業就業者の健康づくりの取組事例集を作成し広く普及

4 糖尿病と歯周病を切り口とした医科・歯科連携事業 <新規>

医科歯科連携の体制の検討、医科歯科合同の研修会や県民向け公開講座の開催

3

○乳児死亡率・新生児死亡率・周産期死亡率は、いずれも低下

乳児死亡率(出生千対) H29:2.2 → H30:1.9(▲0.3)

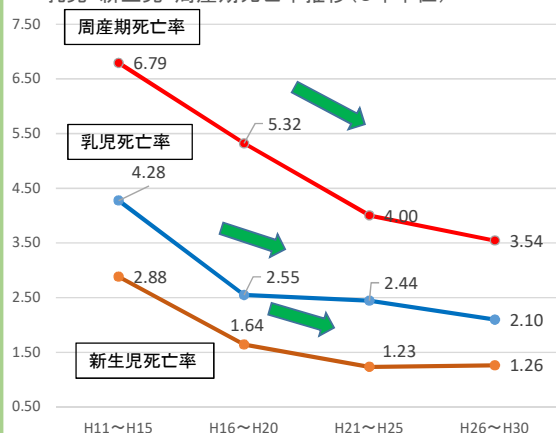
新生児死亡率(出生千対) H29:1.6 → H30:1.3(▲0.3)

周産期死亡率(出産千対) H29:4.0 → H30:2.9(▲1.1)

<5年比較>

	乳児死亡率	新生児死亡率	周産期死亡率
平成21~25年	2.44	1.23	4.00
平成26~30年	2.10(▲0.34)	1.26(+0.03)	3.54(▲0.46)

乳児・新生児・周産期死亡率推移(5年単位)



【県の取組】

1 青森県立中央病院総合周産期母子医療センター(平成16年10月から稼働開始)を中心とした「青森県周産期医療システム」の運用

- ・総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等の機能分担と連携による24時間対応可能な周産期の救急対応
- ・母体・胎児搬送及び新生児搬送、並びに母体胎児集中治療室(MFICU)、新生児集中治療室(NICU)等の確保を含めた周産期医療の提供が可能な体制

2 ハイリスク妊産婦への支援強化

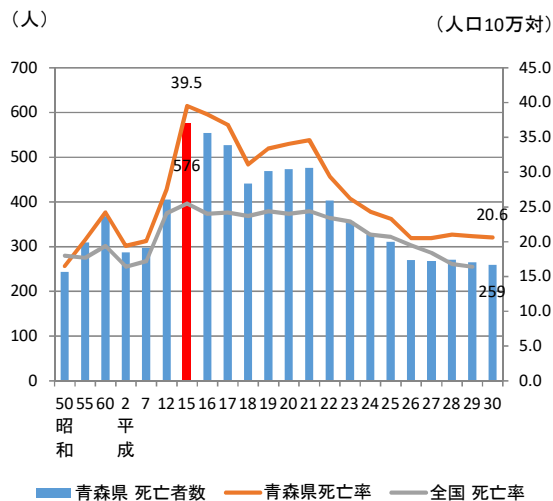
- ・総合周産期母子医療センターを利用する患者・家族のための待機宿泊施設(ファミリーハウスあおもり)開設による利便性向上・負担軽減
- ・周産期母子医療センターから遠方にあるハイリスク妊産婦が早期から安心して治療を受けられるよう、交通費等の支援体制を整備

4

○自殺者数は減少

自殺者数 H29: 265人 → H30: 259人(▲6人)

自殺率 H29: 20.8(3位) → H30: 20.6(2位) (▲0.2)



【県の取組】

1 いのち支える青森県自殺対策計画の推進

- (1) 重点施策4分野の取組推進
高齢者対策、生活困窮者対策、勤務・経営問題対策、子ども・若者対策のそれぞれのリスク要因に着目した効果的な支援
- (2) 包括的基盤強化事業
広く県民に向けた相談窓口の周知やワンストップ型の相談事業等の実施、自殺対策を民間レベルで推進する団体への支援、自殺未遂者支援、職域におけるゲートキーパー養成など幅広い取組
- (3) 市町村自殺対策計画推進の支援
住民の暮らしに密着した地域の特性に応じた自殺対策が推進されるよう、市町村支援を強化

第1表 都道府県別平均寿命（平成27年都道府県別生命表）

順位	男		女	
	都道府県	平均寿命（年）	都道府県	平均寿命（年）
…	全 国	80.77	全 国	87.01
1	滋 賀	81.78	長 野	87.67 (87.675)
2	長 野	81.75	岡 山	87.67 (87.673)
3	京 都	81.40	島 根	87.64
4	奈 良	81.36	滋 賀	87.57
5	神奈川	81.32	福 井	87.54
6	福 井	81.27	熊 本	87.49
7	熊 本	81.22	沖 縄	87.44
8	愛 知	81.10	富 山	87.42
9	広 島	81.08	京 都	87.35
10	大 分	81.08	広 島	87.33
11	東 京	81.07	新 潟	87.32
12	石 川	81.04	大 分	87.31
13	岡 山	81.03	石 川	87.28
14	岐 阜	81.00	鳥 取	87.27
15	宮 城	80.99	東 京	87.26
16	千 葉	80.96	奈 良	87.25
17	静 岡	80.95	神奈川	87.24
18	兵 庫	80.92	山 梨	87.22
19	三 重	80.86	香 川	87.21
20	香 川	80.85	宮 城	87.16
21	山 梨	80.85	福 岡	87.14
22	埼 玉	80.82	宮 崎	87.12
23	島 根	80.79	佐 賀	87.12
24	新 潟	80.69	静 岡	87.10
25	福 岡	80.66	兵 庫	87.07
26	佐 賀	80.65	高 知	87.01
27	富 山	80.61	三 重	86.99
28	群 馬	80.61	長 崎	86.97
29	山 形	80.52	山 形	86.96
30	山 口	80.51	山 梨	86.91
31	長 崎	80.38	山 口	86.88
32	宮 崎	80.34	愛 知	86.86
33	徳 島	80.32	群 馬	86.84
34	茨 城	80.28	岐 阜	86.82
35	北海道	80.28	愛 媛	86.82
36	沖 縄	80.27	鹿 児 島	86.78
37	高 知	80.26	北海道	86.77
38	大 阪	80.23	大 阪	86.73
39	鳥 取	80.17	埼 玉	86.66
40	愛 媛	80.16	徳 島	86.66
41	福 島	80.12	和 歌 山	86.47
42	栃 木	80.10	岩 手	86.44
43	鹿 児 島	80.02	福 島	86.40
44	和 歌 山	79.94	秋 田	86.38
45	岩 手	79.86	茨 城	86.33
46	秋 田	79.51	栃 木	86.24
47	青 森	78.67	青 森	85.93

資料：厚生労働省 平成27年都道府県別生命表

第2表 青森県市町村別平均寿命（平成27年市区町村別生命表）

男性				女性			
県内順位	市町村名	平均寿命	全国順位 (ワースト)	県内順位	市町村名	平均寿命	全国順位 (ワースト)
1	三沢市	79.3	98	1	つがる市	86.6	452
2	新郷村	79.3	91	2	南部町	86.6	445
3	おいらせ町	79.1	78	3	六戸町	86.6	407
4	十和田市	79.1	75	4	五戸町	86.5	368
5	六戸町	79.0	62	5	階上町	86.4	256
6	弘前市	79.0	60	6	三沢市	86.3	207
7	六ヶ所村	78.9	58	7	野辺地町	86.3	186
8	田子町	78.9	56	8	十和田市	86.3	175
9	八戸市	78.9	55	9	弘前市	86.2	149
10	青森市	78.9	50	10	おいらせ町	86.2	148
11	鱒ヶ沢町	78.9	49	11	七戸町	86.2	136
12	鶴田町	78.8	48	12	鱒ヶ沢町	86.1	113
13	田舎館村	78.8	45	13	新郷村	86.1	109
14	東通村	78.7	42	14	鶴田町	86.1	107
15	南部町	78.7	41	15	むつ市	86.0	106
16	風間浦村	78.7	40	16	東北町	86.0	105
17	外ヶ浜町	78.7	38	17	五所川原市	86.0	95
18	三戸町	78.6	35	18	黒石市	86.0	94
19	五戸町	78.6	33	19	西目屋村	86.0	84
20	つがる市	78.6	32	20	大間町	85.9	74
21	野辺地町	78.6	30	21	東通村	85.9	73
22	西目屋村	78.6	29	22	八戸市	85.9	69
23	今別町	78.5	28	23	田舎館村	85.9	66
24	藤崎町	78.5	27	24	佐井村	85.9	64
25	大間町	78.5	25	25	中泊町	85.9	53
26	板柳町	78.5	24	26	深浦町	85.8	48
27	五所川原市	78.5	22	27	外ヶ浜町	85.8	40
28	七戸町	78.5	19	28	今別町	85.8	38
29	佐井村	78.4	17	29	六ヶ所村	85.8	36
30	横浜町	78.3	16	30	平川市	85.7	26
31	黒石市	78.3	14	31	大鰐町	85.7	25
32	蓬田村	78.3	13	32	青森市	85.7	23
33	大鰐町	78.3	12	33	横浜町	85.6	17
34	平川市	78.1	9	34	田子町	85.6	16
35	深浦町	78.1	8	35	風間浦村	85.5	13
36	階上町	78.1	7	36	平内町	85.4	12
37	東北町	78.1	6	37	藤崎町	85.4	11
38	中泊町	78.1	5	38	板柳町	85.4	9
39	むつ市	78.1	4	39	三戸町	85.4	8
40	平内町	77.6	3	40	蓬田村	85.2	4
青森県		78.7		青森県		86.0	
全国		80.8		全国		87.0	

※県内順位は、高い方から掲載している。全国順位は、全国1,888市町村中、低い方から掲載している。

※同値の場合は、小数点第2位以下で比較して順位付けしている。

資料：厚生労働省 平成27年市区町村別生命表

第3表 都道府県別年齢調整死亡率（平成27年）

	全死因				悪性新生物				心疾患				脳血管疾患				肺炎				不慮の事故				自殺			
	男		女		男		女		男		女		男		女		男		女		男		女		男		女	
	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位
全 国	486.0		255.0		165.3	①	87.7	①	65.4	②	34.2	②	37.8	④	21.0	④	38.3	③	15.8	⑤	19.3	⑤	8.0	⑥	23.0	⑦	8.9	
北 海 道	505.4	13	265.5	8	184.6	4	99.5	2	64.4	25	34.5	21	34.7	35	21.0	23	39.5	23	15.1	28	19.3	33	7.8	35	24.7	18	9.5	10
青 森	585.6	1	288.4	1	201.6	1	103.0	1	76.8	6	36.6	16	52.8	1	28.2	3	49.1	1	19.6	4	25.4	7	9.7	12	26.5	11	7.4	40
岩 手	522.5	3	268.1	6	167.3	16	90.3	9	80.5	2	37.9	10	51.8	3	29.3	1	36.8	30	13.7	39	26.4	4	9.8	11	27.5	6	10.7	3
宮 城	471.7	37	242.9	41	160.5	30	84.5	29	65.1	22	30.9	36	43.0	13	23.7	11	31.1	45	12.9	42	20.2	28	6.0	45	23.4	26	8.3	29
秋 田	540.3	2	266.4	7	185.8	2	97.7	3	64.6	23	29.6	41	52.2	2	26.9	7	41.4	13	14.3	32	25.1	8	9.7	14	30.3	1	9.7	9
山 形	497.2	18	246.8	32	162.5	25	81.8	37	66.6	18	31.4	35	43.8	10	27.4	5	40.0	20	14.1	33	21.2	22	9.0	20	28.7	2	8.3	28
福 島	518.9	6	275.7	2	165.5	19	89.9	10	79.2	4	41.1	4	43.7	11	27.4	6	37.1	28	14.6	30	20.4	27	8.8	22	27.4	7	10.3	4
茨 城	510.8	10	273.8	3	172.9	9	90.6	8	66.0	20	37.3	14	46.0	6	24.9	10	42.3	11	19.0	6	19.5	32	8.4	31	24.3	22	8.7	23
栃 木	505.1	14	272.5	4	163.5	22	85.1	26	78.0	5	39.3	5	49.1	4	28.5	2	39.9	21	16.9	15	17.4	42	7.3	39	23.6	24	11.1	1
群 馬	489.9	23	261.1	13	161.9	26	84.4	30	71.0	11	36.6	15	39.5	18	23.5	12	41.2	16	17.9	12	19.1	35	8.3	32	27.0	10	10.9	2
埼 玉	485.2	27	261.7	12	164.6	21	87.4	17	71.6	10	38.9	8	36.7	28	20.9	25	43.7	7	19.0	7	13.9	46	6.3	43	21.3	37	9.2	16
千 葉	477.2	32	258.3	16	159.3	37	85.1	28	81.0	1	41.3	3	35.8	31	21.7	20	38.9	24	18.2	10	16.7	44	7.4	38	23.3	29	9.5	11
東 京	474.9	35	245.9	35	163.0	24	88.9	13	64.3	26	32.2	31	35.7	33	19.4	33	36.8	29	14.7	29	13.9	47	5.8	46	21.2	38	9.0	19
神 奈 川	460.6	42	248.7	30	159.4	35	89.6	11	64.5	24	31.5	34	36.6	29	19.0	38	32.9	41	13.8	37	18.9	36	8.5	29	19.5	47	9.7	8
新 潟	487.8	25	243.5	40	168.5	15	83.0	33	60.7	36	29.0	44	47.7	5	25.4	9	33.8	39	12.1	45	23.3	15	9.9	8	27.0	9	9.3	14
富 山	493.9	20	246.6	33	170.2	13	84.4	31	55.8	43	27.3	46	43.6	12	22.5	17	41.2	15	16.0	19	27.9	2	12.4	1	24.6	20	9.7	7
石 川	473.2	36	249.8	28	163.0	23	87.6	15	60.1	37	32.9	27	36.0	30	21.9	19	41.4	12	16.6	18	23.1	16	9.5	15	25.6	13	6.7	44
福 井	453.5	44	241.2	42	150.5	45	86.6	21	61.6	32	33.0	25	34.3	36	17.9	42	34.8	38	15.8	22	24.6	10	11.0	3	20.7	43	5.4	47
山 梨	476.0	34	253.6	25	152.9	43	86.1	23	54.3	44	29.5	42	42.0	15	23.0	15	38.5	26	12.5	43	26.4	5	8.7	25	20.4	44	8.0	32
長 野	434.1	47	227.7	47	132.4	47	76.6	46	60.8	35	28.3	45	41.0	16	22.2	18	26.5	47	10.7	47	20.0	30	7.2	40	25.3	15	8.7	22
岐 阜	476.3	33	256.0	21	160.8	28	86.7	19	67.6	17	34.8	20	35.6	34	19.8	31	34.9	37	15.3	27	22.8	17	11.2	2	24.4	21	8.6	25
静 岡	480.2	28	252.1	26	158.0	39	81.3	38	62.7	29	32.5	29	44.5	8	23.3	13	32.7	42	13.5	40	18.6	38	9.1	19	25.3	14	8.0	31
愛 知	467.9	39	260.2	14	159.4	36	89.4	12	52.6	45	31.8	33	34.2	37	20.7	26	35.7	34	14.3	31	18.6	37	8.6	28	20.2	45	7.8	37
滋 重	488.3	24	258.1	17	160.7	29	81.1	39	62.8	28	32.4	30	37.1	26	23.1	14	38.6	25	15.5	25	20.9	25	9.1	18	24.6	19	8.8	21
滋 賀	437.9	46	240.8	43	149.1	46	82.9	34	62.9	27	33.8	22	26.4	47	17.1	46	35.1	36	13.8	38	22.6	18	10.2	6	22.2	33	9.1	18
京 都	455.1	43	245.4	36	159.5	34	85.1	27	69.6	16	37.6	11	33.1	44	18.8	40	35.5	35	13.9	36	15.0	45	4.7	47	21.2	39	8.8	20
大 阪	516.3	8	263.7	11	181.3	5	93.0	5	72.9	9	37.6	12	33.2	43	16.6	47	44.8	4	19.6	3	17.8	40	8.0	33	23.3	27	9.2	17
兵 庫	477.8	31	255.5	22	167.3	17	88.7	14	59.4	39	33.2	24	36.9	27	19.1	36	36.5	33	15.7	24	21.0	24	7.8	36	20.7	42	9.9	6
奈 良	452.9	45	243.9	38	160.0	32	82.3	35	73.5	8	39.1	7	29.0	46	17.8	43	36.5	32	15.9	21	17.2	43	8.7	23	21.1	41	7.6	39
和 歌 山	520.7	4	268.9	5	176.2	6	86.7	20	74.5	7	42.1	2	32.4	45	19.5	32	43.1	9	17.7	13	20.9	26	8.5	30	26.2	12	6.7	43
鳥 取	518.9	5	246.4	34	185.8	3	87.1	18	58.3	40	30.1	40	45.0	7	22.9	16	32.3	44	11.5	46	21.3	21	10.4	5	24.1	23	6.8	42
島 根	492.6	21	236.9	46	172.6	12	79.7	43	56.0	42	30.3	38	38.5	20	21.3	21	32.5	43	12.1	44	23.7	13	7.2	41	28.4	4	9.4	12
岡 山	479.8	29	238.4	45	156.7	40	75.2	47	66.3	19	32.7	28	35.8	32	21.0	24	44.6	5	17.4	14	23.4	14	7.9	34	23.3	28	7.8	34
広 島	471.2	38	247.3	31	158.0	38	82.1	36	65.6	21	35.7	19	33.7	41	19.0	37	39.6	22	15.9	20	22.0	19	8.6	27	21.6	35	7.8	36
山 口	500.1	15	264.1	10	167.0	18	91.7	6	70.8	13	38.3	9	37.9	23	21.2	22	46.2	2	20.2	2	17.4	41	7.6	37	25.2	16	9.3	15
徳 島	510.5	11	258.9	15	160.1	31	78.1	45	61.6	31	33.0	26	40.3	17	20.1	29	45.7	3	19.3	5	21.1	23	10.7	4	23.2	30	8.4	27
香 川	478.8	30	249.8	29	159.6	33	79.1	44	69.8	15	39.3	6	37.6	24	18.1	41	27.4	46	14.1	34	21.8	20	9.8	9	21.3	36	8.7	24
愛 媛	516.8	7	254.2	23	169.0	14	80.8	41	80.3	3	42.8	1	38.6	19	20.0	30	40.3	19	15.4	26	26.1	6	9.3	16	24.9	17	9.4	13
高 知	506.3	12	244.7	37	172.7	11	83.8	32	70.1	14	35.7	18	37.6	25	20.2	28	43.1	10	18.4	8	31.3	1	9.8	10	21.2	40	6.4	45
福 岡	486.6	26	254.0	24	175.0	7	93.7	4	42.3	47	23.9	47	33.6	42	17.7	44	41.2	14	16.8	16	20.0	29	8.7	24	23.0	32	8.3	30
佐 賀	491.9	22	257.8	18	172.9	8	87.5	16	50.2	46	29.1	43	38.4	21	20.7	27	43.2	8	18.4	9	24.1	11	10.1	7	22.0	34	6.1	46
長 崎	496.7	19	256.4	20	172.8	10	91.0	7	62.0	30	35.8	17	34.0	39	19.3	34	37.9	27	15.8	23	24.7	9	8.6	26	23.0	31	7.1	41
熊 本	466.6	40	240.7	44	154.5	41	81.0	40	57.3	41	32.2	32	33.9	40	19.2	35	36.5	31	13.2	41	18.4	39	6.9	42	27.4	8	7.8	35
大 分	464.9	41	243.7	39	151.0	44	80.3	42	61.0	34	30.3	39	34.2	38	18.8	39	40.4	18	16.7	17	19.2	34	9.7	13	20.2	46	10.0	5
宮 崎	498.7	16	257.7	19	165.1	20	86.1	24	71.0	12	37.5	13	42.2	14	26.3	8	40.6	17	18.1	11	24.1	12	8.8	21	27.5	5	8.0	33
鹿 児 島	512.4	9	264.7	9	161.4	27	85.6	25	60.0	38	33.7	23	44.1	9	27.5	4	44.1	6	20.3	1	26.6	3	9.2	17	23.5	25	7.7	38
沖 縄	498.5	17	251.7	27	153.0	42	86.2	22	61.5	33	30.5	37	38.1	22	17.5	45	33.3	40	14.0	35	19.9	31	6.2	44	28.6	3	8.5	26

※都道府県の順位は高率順である。

※全国の丸数字は、「平成27年 人口動態統計（確定数）」の男女別にみた粗死亡率の高率順である。

資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告

第4表 民生委員・児童委員の内容別相談・支援件数

年度	在宅福祉	介護保険	健康 保健医療	子育て 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの 教育 学校生活	生活費	年金保険	仕事	家庭関係	住居	生活環境	日常的な 支援	その他	計
28	3,494	1,294	3,006	1,427	5,882	3,754	1,980	605	927	1,920	999	2,958	14,238	18,428	60,912
29	2,339	990	1,879	824	4,032	2,345	1,526	448	699	1,439	773	2,518	10,135	10,912	40,859
30	2,634	904	1,826	727	4,182	2,156	1,313	365	721	1,544	783	2,671	10,759	11,544	42,129

※青森市分、八戸市分（平成29年1月以降）を除いた数。

第5表 民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数

年度	高齢者に関 すること	障害者に関 すること	子どもに関 すること	その他	計
28	32,254	3,057	12,405	13,196	60,912
29	22,346	2,291	7,962	8,260	40,859
30	23,258	2,407	7,790	8,674	42,129

※青森市分、八戸市分（平成29年1月以降）を除いた件数。

第6表 生活福祉資金年度別貸付決定状況

年度	総合支援資金		福祉資金		教育支援資金		不動産担保型		要保護世帯向け	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
25	33	9,825,000	187	34,633,000	138	78,651,000	1	13,440,000	6	27,958,000
26	29	11,061,400	174	30,269,310	116	98,746,849	0	11,875,992	2	52,089,301
27	21	7,423,646	128	17,896,520	89	71,687,014	0	9,282,280	5	34,056,333
28	13	3,794,280	104	15,479,860	60	48,964,936	0	6,206,000	7	30,825,768
29	8	1,781,000	67	10,272,602	37	31,269,988	0	5,342,022	5	23,533,582

第7表 臨時特例つなぎ資金貸付決定状況

年度	件数	金額(円)
25	8	800,000
26	1	100,000
27	3	300,000
28	2	200,000
29	0	0

第8表 社会福祉法人数（平成31年4月1日現在）

	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	計
県所管法人	32	1	0	165	198
(参考) 市所管法人	9	0	0	316	325
青森市所管	1	0	0	84	85
弘前市所管	1	0	0	59	60
八戸市所管	1	0	0	79	80
黒石市所管	0	0	0	8	8
五所川原市所管	1	0	0	22	23
十和田市所管	1	0	0	17	18
三沢市所管	1	0	0	14	15
むつ市所管	1	0	0	13	14
つがる市所管	1	0	0	8	9
平川市所管	1	0	0	12	13
(参考) 県内社会福祉法人合計	41	1	0	481	523

第9表 社会福祉施設指導監査の実施状況

区分	施設の種別	H30実施状況		
		対象施設数	実施数	実施率(%)
生活保護施設	救護施設	3	(1) 3	100.0
老人福祉施設	養護老人ホーム	7	(3) 7	100.0
	特別養護老人ホーム	9	9	100.0
	軽費老人ホーム	15	(7) 15	100.0
児童福祉施設	保育所	309	(122) 309	100.0
	児童自立支援施設	1	1	100.0
	児童養護施設	6	(3) 6	100.0
	児童心理治療施設	1	1	100.0
	乳児院	3	(1) 3	100.0
	母子生活支援施設	2	2	100.0
	福祉型障害児入所施設	9	(4) 9	100.0
	福祉型児童発達支援センター	7	(4) 7	100.0
	医療型障害児入所施設	1	1	100.0
医療型児童発達支援センター	2	2	100.0	
障害者支援施設		2	2	100.0

* () は、書面監査の実施数で再掲。

* 特別養護老人ホームについては、介護保険施設の指導において、また、障害者支援施設については、指定障害福祉サービス事業者等の指導において、特に重大な運営上の問題点が認められなければ、老人福祉法又は障害者総合支援法に基づく指導監査を省略することとしている。

第10表 社会福祉関係施設 施設数・定員数（平成31年4月1日現在）

施設の種類	合計	
	施設数	定員
1 児童福祉施設	348	-
(1) 保育所	220	14,714
(2) 児童館	92	-
(3) 児童養護施設	6	264
(4) 福祉型障害児入所施設	9	251
(5) 児童自立支援施設	1	50
(6) 母子生活支援施設	3	48
(7) 医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）	1	42
(8) 進行性筋萎縮症児施設等	1	80
(9) 医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設等）	3	260
(10) 児童心理治療施設（※1）	1	30 15
(11) 乳児院	3	37
(12) 児童家庭支援センター	1	-
(13) 助産施設	7	15
2 認定こども園	288	26,794
3 障害者支援施設	60	2,952
4 地域活動支援センター	34	-
5 生活保護施設	3	400
6 老人福祉施設	236	-
(1) 養護老人ホーム	10	665
(2) 特別養護老人ホーム	133	6,770
(3) 軽費老人ホーム（A型）	2	110
(4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）	25	699
(5) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	19	228
(6) 老人福祉センター	47	-
7 地域包括支援センター	72	-
8 介護老人保健施設（※1）	60	5,297 2,959
9 介護医療院	2	72
10 地域福祉センター	6	-
11 市町村保健センター	32	-
合計	1,141	-

※1 施設定員について、上段は入所定員、下段は通所定員を表している。

第11表 被保護世帯数・実人員及び保護率の年度推移（年度平均）

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率		生活扶助	
	世帯数	指数	実人員	指数	%		人員	指数
平成26年度	23,652	100.0	30,355	100.0	22.93	100.0	27,970	100.0
平成27年度	23,861	100.9	30,275	99.7	23.12	100.8	28,026	100.2
平成28年度	23,931	101.2	30,057	99.0	23.20	101.2	27,718	99.1
平成29年度	24,065	101.7	29,934	98.6	23.38	102.0	27,400	98.0
平成30年度	23,975	101.4	29,593	97.5	23.40	102.0	26,963	96.4

住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助
人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員
22,072	100.0	1,185	100.0	26,574	100.0	6,838	100.0	624
22,162	100.4	1,111	93.8	26,708	100.5	7,086	103.6	605
22,078	100.0	1,015	85.7	26,575	100.0	7,313	106.9	602
21,960	99.5	931	78.6	26,521	99.8	7,589	111.0	540
21,801	98.8	849	71.6	26,209	98.6	7,765	113.6	529

第12表 医療扶助人員の推移（年度平均）

区分	入院					
	精神病		その他		計	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数
平成26年度	672	100.0	1,079	100.0	1,751	100.0
平成27年度	674	100.3	937	86.8	1,612	92.1
平成28年度	653	97.2	876	81.2	1,528	87.3
平成29年度	643	95.7	802	74.3	1,446	82.6
平成30年度	610	90.8	867	80.4	1,477	84.4

入院外					
精神病		その他		計	
人員	指数	人員	指数	人員	指数
654	100.0	24,169	100.0	24,823	100.0
730	111.6	24,366	100.8	25,096	101.1
702	107.3	24,345	100.7	25,047	100.9
729	111.5	24,347	100.7	25,075	101.0
824	126.0	23,908	98.9	24,732	99.6

第13表 世帯類型別被保護世帯数の推移（年度平均）

区分	総数		高齢者世帯						母子世帯	
			単身		2人以上		計			
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成26年度	23,652	100.0	11,430	48.3	1,140	4.8	12,570	53.1	865	3.7
平成27年度	23,861	100.0	11,997	50.3	1,170	4.9	13,167	55.2	811	3.4
平成28年度	23,931	100.0	12,486	52.2	1,175	4.9	13,661	57.1	776	3.2
平成29年度	24,065	100.0	12,929	53.7	1,204	5.0	14,133	58.7	722	3.0
平成30年度	23,975	100.0	13,254	55.3	1,211	5.1	14,465	60.3	660	2.8

傷病・障害者世帯						小計		その他の世帯	
単身		2人以上		計					
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
5,340	22.6	1,334	5.6	6,674	28.2	20,109	85.0	3,543	15.0
5,192	21.8	1,255	5.2	6,447	27.0	20,425	85.6	3,437	14.4
5,000	21.0	1,136	4.7	6,136	25.7	20,573	86.0	3,358	14.0
4,866	20.2	1,061	4.4	5,927	24.6	20,782	86.4	3,283	13.6
4,677	19.5	1,007	4.2	5,684	23.7	20,809	86.8	3,166	13.2

第14表 労働力類型別被保護世帯数の推移（年度平均：停止を除く）

区分	総数		世帯主が働いている世帯			
	世帯数	構成比	常用勤労者	日雇勤労者	内職者	その他就業者
平成26年度	23,652	100.0	1,314	196	60	266
平成27年度	23,861	100.0	1,328	187	60	239
平成28年度	23,931	100.0	1,347	180	63	236
平成29年度	24,065	100.0	1,333	154	50	217
平成30年度	23,975	100.0	1,306	141	52	214

計(1)	構成比	世帯員のみが働いている世帯(2)		計		働いている者のいない世帯	
		世帯数	構成比	(1)+(2)	構成比	世帯数	構成比
1,836	7.8	564	2.4	2,400	10.2	21,252	89.9
1,814	7.6	557	2.3	2,371	9.9	21,490	90.1
1,826	7.6	551	2.3	2,377	9.9	21,555	90.1
1,754	7.3	524	2.2	2,278	9.5	21,788	90.5
1,713	7.1	516	2.2	2,229	9.3	21,747	90.7

第15表 生活保護費支出額の推移（年度）

[種類別]

(単位：千円)

区 分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
平成26年度	16,926,094	36.7	5,039,015	10.9	169,616	0.4
平成27年度	15,956,544	34.9	5,135,490	11.2	158,746	0.4
平成28年度	16,040,535	35.3	5,276,971	11.6	145,204	0.3
平成29年度	15,665,635	34.9	5,381,006	12.0	133,985	0.3
平成30年度(概数)	14,951,812	33.2	5,423,696	12.1	108,133	0.2

医療扶助		介護扶助		その他の扶助		計	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
21,447,215	46.6	1,667,342	3.6	813,700	1.8	46,062,982	100.0
21,973,597	48.0	1,704,081	3.7	810,984	1.8	45,739,442	100.0
21,480,382	47.3	1,690,965	3.7	784,232	1.8	45,418,289	100.0
21,291,832	47.4	1,660,869	3.7	769,368	1.7	44,902,695	100.0
21,977,967	48.9	1,686,380	3.8	790,085	1.8	44,938,073	100.0

[郡部・市部別]

区 分	県全体		郡部		市部	
	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数
平成26年度	46,062,982	100.0	7,797,819	100.0	38,265,163	100.0
平成27年度	45,739,442	99.3	7,766,445	99.6	37,972,997	99.2
平成28年度	45,418,289	98.6	7,611,501	97.6	37,806,788	98.8
平成29年度	44,902,695	97.5	7,525,243	96.5	37,377,452	97.7
平成30年度(概数)	44,938,073	97.6	7,375,488	94.6	37,562,585	98.2

第16表 旧軍人・軍属の恩給処理状況（平成31年3月31日現在）

種 別	対象予想件数	申込受付件数	処理状況		今後の申請 予想件数
			進達済件数	未処理件数	
普通恩給	26,300	0 (25,398)	0 (25,398)	0	902
傷病恩給	3,822	0 (3,822)	0 (3,822)	0	0
一時恩給	18,600	0 (18,551)	0 (18,551)	0	49
一時金	3,000	0 (2,797)	0 (2,797)	0	203
公務扶助料	22,300	0 (22,221)	0 (22,221)	0	79
普通扶助料	2,600	0 (2,504)	0 (2,504)	0	96
一時扶助料	1,200	0 (1,161)	0 (1,161)	0	39
小 計	77,822	0 (76,454)	0 (76,454)	0	1,368
加算改定	15,500	0 (15,396)	0 (15,396)	0	104
合 計	93,322	0 (91,850)	0 (91,850)	0	1,472

※公務扶助料、普通扶助料については青森県を經由したもの

()内は平成30年3月31日現在までの累計

第17表 戦傷病者の援護の状況（各年度3月31日現在）

区分		年度	26	27	28	29	30
戦傷病者手帳所持者数（人）			88	73	60	52	35
処 理 件 数	療養の給付		28	24	20	23	18
	療養手当の給付		0	0	0	0	0
	葬祭費の支給		0	0	0	0	0
	更生医療の給付		0	0	0	0	0
	補装具の支給及び修理		1	0	0	0	0
	国立保養所への収容		0	0	0	0	0
	J R無賃乗車券の交付		21	21	9	4	1

第18表 中国等からの永住帰国者（各年度3月31日現在）

区分		年度	S47～H26	27	28	29	30	計
中 国	世帯		93	0	0	0	0	93
	人員		495	0	0	0	0	495
ロ シ ア 連 邦	世帯		4	0	0	0	0	4
	人員		13	0	0	0	0	13

第19表 中国等からの一時帰国者（各年度3月31日現在）

区分		年度	S47～H26	27	28	29	30	計
中 国	世帯		139	0	0	0	0	139
	人員		238	0	0	0	0	238
ロ シ ア 連 邦	世帯		31	0	0	0	0	31
	人員		42	0	0	0	0	42

第20表 中国残留邦人等に対する支援給付対象世帯人員

区 分	30年度末実数
世帯数	3
人員数	3

第21表 中国残留邦人等に対する各給付人員及び扶助費

区 分	人員	金額（千円）	構成比
生活支援給付	3	2,767	48.2%
住宅支援給付	1	204	3.6%
医療支援給付	3	2,390	41.7%
介護支援給付	3	375	6.5%
合 計	3	5,736	100.00%

第22表 県立保健大学 県内就職率

（単位：％）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
健康科学部	44.7	46.5	36.6	33.5	39.3	37.9	31.3	36.3
看護学科	44.9	49.0	30.3	27.4	40.4	29.4	27.0	33.0
理学療法学科	46.4	48.4	25.0	30.3	21.9	36.7	36.7	37.0
社会福祉学科	53.1	43.1	54.2	48.0	61.5	51.8	40.7	51.0
栄養学科	30.3	41.9	41.9	35.5	25.8	43.8	24.2	22.6

第23表 県立保健大学 国家試験合格率

(単位:%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
看護師	98.0	99.0	99.1	98.1	99.1	99.0	98.0	100.0
保健師	92.6	99.1	96.5	100.0	100.0	100.0	93.3	96.7
助産師	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0
理学療法士	100.0	93.5	100.0	100.0	94.1	100.0	93.5	96.4
社会福祉士	88.0	62.0	76.6	69.4	92.3	84.0	79.2	82.4
精神保健福祉士	100.0	85.7	100.0	100.0	84.6	100.0	100.0	100.0
管理栄養士	93.9	97.0	97.0	96.9	90.3	87.9	97.1	97.1

第24表 平成元年以降の災害救助法の適用状況

年度	発生日月	災害名	法適用市町村	救助法総額 (千円)
H3	H 3. 9. 28	台風19号	弘前市、黒石市、浪岡町、大鰐町、平賀町、尾上町	23,517
H6	H 6. 12. 28	三陸はるか沖地震	八戸市	14,055
H11	H11. 10. 28	大雨災害	八戸市	5,667
H22	H23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	八戸市、おいらせ町	237,494
H23	H23. 9. 21	台風15号	南部町	1,035
	H24. 2. 1	大雪災害	むつ市、横浜町	1,584

第25表 平成元年以降の災害弔慰金の支給状況

年度	災害名	発生日月	支給市町村名	死者・行方不明の区分			実支出額 (円)	負担金 (円)
				死者	行方不明	計		
H3	平成3年9月28日の台風19号による強風災害	H3. 9. 28	青森市、弘前市、十和田市、三沢市、岩木町、平賀町	9		9	32,500,000	24,375,000
H4	〃	〃	弘前市	1		1	2,500,000	1,875,000
H5	平成5年7月13日の北海道南西沖地震災害	H5. 7. 13	大間町	1		1	5,000,000	3,750,000
H6	平成6年12月28日の三陸はるか沖地震災害	H6. 12. 28	八戸市、五戸町	2		2	7,500,000	5,625,000
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	H11. 10. 28	八戸市、五戸町	1	1	2	5,000,000	3,750,000
H17	平成18年豪雪災害	H17. 12~ H18. 3	青森市、弘前市、平川市、田子町	4		4	12,500,000	9,375,000
H18	平成18年豪雪災害	H17. 12~ H18. 3	弘前市、鱒ヶ沢町、大鰐町、野辺地町	4		4	15,000,000	11,250,000
H22	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	H23. 3. 11	八戸市、三沢市、階上町	4		4	15,000,000	11,250,000
H23	〃	〃	青森市、八戸市、十和田市、三戸町	7	3	10	35,000,000	26,250,000
	平成23年12月から平成24年3月までの降雪による大雪災害	H23. 12~ H24. 3	青森市、弘前市、五所川原市、黒石市、藤崎町、蓬田村、六ヶ所村	13		13	40,000,000	30,000,000
H24	〃	〃	むつ市、つがる市、藤崎町、板柳町	6		6	17,500,000	13,125,000
H25	平成24年度大雪災害	H25. 1~ H25. 2	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、野辺地町	12		12	37,500,000	28,125,000
H26	平成25年度大雪災害	H25. 12~ H26. 1	青森市、弘前市、むつ市、つがる市、蓬田村	6		6	22,500,000	16,875,000
H30	平成29年度大雪災害	H29. 12~ H30. 2	弘前市、五所川原市、平川市	5		5	17,500,000	13,125,000

第26表 平成元年以降の災害援護資金貸付状況

年度	災害別	市町村名	貸付限度額別貸付件数・貸付金額（千円）										計	
			世帯主の負傷		住居の半壊		住居の全壊		家財の損害		重複・特別貸付		件数	金額
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
H3	平成3年9月28日台風19号による強風災害	青森市 外20市町村	3	4,500	472	632,500	36	86,600			13	35,800	524	759,400
H6	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 十和田市 三沢市 天間林村 階上町 南郷村	1	1,500	32	51,900	5	11,700	4	6,000	7	20,700	49	91,800
H7	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 名川町 階上町 南郷村	1	1,000	16	27,200	2	3,500	2	3,000	9	26,500	30	61,200
H11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	青森市 八戸市			1	1,700			14	18,840	1	2,500	16	23,040
H23	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震災害	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町			6	10,200	18	47,000	4	6,000	4	14,000	32	77,200
H24	〃	八戸市			1	1,700	4	10,000					5	11,700
H25	〃	八戸市			1	1,700	1	2,500	1	1,500	1	3,500	4	9,200
H26	〃	八戸市					1	2,500					1	2,500
H27	〃	八戸市			5	8,500	1	2,500			1	2,500	7	13,500
H28	〃	八戸市			1	1,700							1	1,700
H29	〃	八戸市			1	1,700							1	1,700